

衆議院大蔵委員會議録第十一号

昭和五十九年三月三十日(金曜日)

午前八時五十二分開議

出席委員

委員長 瓦 力君

理事 越智 伊平君

理事 中西 啓介君

理事 伊藤 茂君

理事 坂口 力君

理事 熊谷 弘君

理事 笹山 登生君

理事 塩島 大君

理事 月原 茂昭君

理事 長野 祐也君

理事 松田 九郎君

理事 村上 茂利君

理事 山岡 謙蔵君

理事 上田 卓三君

理事 沢沢 利久君

理事 藤田 高敏君

理事 横江 金夫君

理事 柴田 弘君

理事 矢追 秀彦君

理事 玉置 一弥君

理事 箕輪 幸代君

理事 大蔵大臣 竹下 登君

理事 出府政府委員

理事 経済企画庁調整

理事 局審議官 丸茂 明則君

理事 大蔵政務次官 堀之内久男君

理事 大蔵大臣官房総

理事 務審議官 吉田 正輝君

理事 大蔵大臣官房審

議官 大山 綱明君

理事 大蔵大臣官房審

議官 山田 實君

理事 熊川 次男君

理事 中村正三郎君

理事 野口 幸一君

理事 米沢 隆君

理事 小泉純一郎君

理事 椎名 素夫君

理事 田中 秀征君

理事 中川 昭一君

理事 平泉 涉君

理事 宮下 創平君

理事 森 美秀君

理事 与謝野 馨君

理事 沢田 広君

理事 戸田 菊雄君

理事 堀 昌雄君

理事 遠藤 和良君

理事 宮地 正介君

理事 安倍 基雄君

理事 正森 成二君

委員外の出席者

人事院事務総局

給与局長 藤野 典三君

警察庁刑事局保

安部長 加美山弘弘君

外務省北米局安

全保障課長 加藤 良三君

外務省経済局

國際第一課長 沼田 貞昭君

厚生省公衆衛生

局保健情報課長 野崎 貞彦君

農林水産省經濟

局國際部國際經

濟課長 上野 博史君

農林水産省經濟

局國際貿易課

長 重田 勉君

農林水産省農畜

課長 菅原 敏夫君

農林水産省農畜

課長 武政 邦夫君

農林水産省畜産

課長 香川 莊一君

農林水産省畜産

課長 廣西 迪雄君

農林水産省畜産

課長 今井 正夫君

林野庁林政部林

産課長 三澤 毅君

水産庁漁政部水

産流通課水産加

工対策室長 九鬼 望君

大蔵大臣官房審

議官 行天 豊雄君

大蔵省関税局長

垂水 公正君

大蔵省銀行局長

宮本 保孝君

大蔵省國際金融

局長 酒井 健三君

大蔵省國際金融

局長 佐藤 光夫君

大蔵省國際金融

局長 岸田 俊輔君

大蔵省國際金融

局長 佐藤 光夫君

大蔵省國際金融

局長 岸田 俊輔君

大蔵省國際金融

局長 岸田 俊輔君

大蔵省國際金融

局長 岸田 俊輔君

大蔵省國際金融

局長 岸田 俊輔君

大蔵省國際金融

局長 岸田 俊輔君

大蔵省國際金融

局長 岸田 俊輔君

大蔵省國際金融

局長 岸田 俊輔君

大蔵省國際金融

局長 岸田 俊輔君

大蔵省國際金融

局長 岸田 俊輔君

大蔵省國際金融

局長 岸田 俊輔君

大蔵省國際金融

局長 岸田 俊輔君

委員の異動

三月三十日

辞任

平沼 赳夫君

藤井 勝志君

山中 貞則君

川崎 寛治君

坂井 弘一君

同日

辞任

月原 茂昭君

長野 祐也君

松田 九郎君

通商産業省通商

政策局國際經濟

部通商關稅課長

雨貝 二郎君

通商産業省貿易

局輸出課長

土居 征夫君

通商産業省貿易

局輸入課長

奈須 俊和君

通商産業省貿易

局為替金融課長

植松 敏君

通商産業省産業

政策局産業構造

課長 細川 恒君

通商産業省機械

情報課長 田辺 俊彦君

通商産業省機械

情報課長 島 弘志君

通商産業省機械

情報課長 渡辺 修君

通商産業省航空

機務課長 新関 勝郎君

通商産業省生活

産業局通商課長

矢島錦一郎君

大蔵委員會議調

査室長

横江 金夫君

遠藤 和良君

川崎 寛治君

坂井 弘一君

三月三十日

昭和三十九年度の財政運営に必要な財源の確保

を図るための特別措置等に関する法律案(内閣

提出第三号)

同月二十九日

申告納税制度改悪反対等に関する請願(山花貞

夫君紹介)(第一七四二号)

同(渡部行雄君紹介)(第一七四三号)

所得税の大幅減税等に関する請願外二件(柴田

睦夫君紹介)(第一八〇二号)

同(藤田スミ君紹介)(第一八〇三号)

同(正森成二君紹介)(第一八〇四号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

關稅定率法等の一部を改正する法律案(内閣提

出第三二号)

○互委員長 これより會議を開きます。

關稅定率法等の一部を改正する法律案を議題と

いたします。

まず、政府より趣旨の説明を聴取いたします。

竹下大蔵大臣。

關稅定率法等の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○竹下國務大臣 ただいま議題となりました關稅

定率法等の一部を改正する法律案につきまして、

提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

政府は、最近における内外の経済情勢の変化に対応し、我が国市場の一層の開放を図る等の見地から、関税率、特惠関税制度等について所要の改正を行うこととし、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして、御説明申し上げます。

第一は、関税率の改正であります。

まず、東京ラウンド交渉に基づく我が国の関税譲許品目のうち、鉱工業品千二百八十品目に係る実行関税率の段階的引き下げを一年分繰り上げて実施することとしております。

また、主要関係国の関心の深い半導体、再生木材、香水、バナナ等の関税率の撤廃または引き下げを行うこととしております。なお、これに伴い、入国者が携帯して輸入する香水に課される簡易税率を引き下げることとしております。

第二は、特惠関税制度の改正であります。

鉱工業品に対する特惠関税の適用限度額等について、約五割の拡大を図るため、その算定方式を変更するとともに、特惠関税の便益をより多くの開発途上国へ均てん化するための措置を講ずる等所要の改正を行うこととしております。

以上のほか、昭和五十九年三月三十一日に適用期限の到来する暫定関税率及び各種の減免税還付制度について、それぞれその適用期限を延長するとともに、関税に係る延滞税の計算方法等について所要の改正を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○瓦委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。速記はとめていただきます。

〔速記中止〕

○瓦委員長 速記を起していただきます。この際、暫時休憩いたします。

午前八時五十六分休憩

午前十一時三十分開議

○瓦委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。沢田広君。

○沢田委員 最初に、人事院総裁においでをいただいておりますので、人事院の総裁にまずお伺いしておきたいと思っております。

一つは、ラスパイル方式について今どのような考えでおられるのか、お伺いします。

○藤野説明員 お答え申し上げます。ただいま先生御質問のラスパイル方式については、現在これを使って較差を出しております。

○沢田委員 それで、初任給に大学卒というのを加えている場合に、常時そのラスパイルの中に大学卒のウエートが三割加わっていくということについての疑問はお持ちになっておりませんか。

その場合は初任給が高校卒なら高校卒の場合に比べてこのラスパイルで、あとは給与の配分、こういうことになるんじゃないかと思うのであります。ラスパイルというのとは学歴別、勤続年数別、年齢別という三次方程式の中で同じにウエートを持っていくわけですから、常時大学卒業というのが毎年の平均給与の中の三割三分のウエートを占める、こういうことになるわけ、そのこと自身に問題が起きてくるのではないのか。

じゃ初任給とはどう調整するのか、その点お伺いしたいと思っております。

○藤野説明員 お答えいたします。ラスパイルの比較でございますが、これはいわゆる在職者について比較しておるわけでございます。したがって公務員の方の調査につきましては、これは技術的な問題もございまして、毎年一月十五日現在の職員をもって比較しております。

ところが、初任給につきましては、四月実際に支払われたものでございますから、そういう意味において、初任給についてお互いに比較するのは適

当でないということ、お互いに比較してないわけでございます。

○沢田委員 ラスパイルがすべてであるがごとく、今日自治体の給与その他も決められているわけでありまして、これはいわゆる正規の上級試験というふうなものを中心としたもので調べているということになるんですか。それとも履歴上

大学卒業ということであれば、それは上級試験合格者でなくとも大学卒として扱うということやっているわけですか。どちらですか。

○藤野説明員 お答えいたします。では、少なくとも民間の初任給はどう決めているかということでございますが、初任給につきましては、やはり全く調べておらないわけではございませんで、民間におきます……(沢田委員「いや、そういうことを聞いてるんじゃないよ。地方公務員の場合どうかと聞いてるんだ」と呼ぶ)人事院が所管しておりますのは国家公務員でございますので、地方公務員のことまでは承知しておりません。

○沢田委員 じゃ自治省でなければわからないということなんですか。あなた方がラスパイル方式を採用して、例えば地方が一〇であるとか一〇八であるとか一〇六であるとかいう数字を出して言っていく場合の根拠は、その今の私の言った内容はどういうふうになっているんですか。これも何ら関知しないということですか。どちらですか。

○藤野説明員 お答えいたします。先生御指摘のように、国に対して地方のラスで百幾つという数字が用いられておりますが、これにつきましては人事院としては直接関知しておりません。

○沢田委員 そこで、じゃ関知してないならば、これは自治省でないかわからないということのようですから、これは追っての機会にいたします。関税職員、国税職員に対する給与については、今までも委員会で行われてきているわけでありまして、いわゆる関税と関税とどういう違いがある

と思っておられますか、給与面の問題で。

○藤野説明員 お答え申し上げます。税務職につきましては、先生御承知のように、いわゆる税務の特殊性なり御苦勞性なりというものを評価して税務職の俸給表を適用いたしまして、行政職に比べましてある程度高い水準の給与としておりますが、今先生御指摘のような税関の職員については、実はこれはそういう税務に近い職種もございまして同時に、一般行政職を適用しております他の職種に近い職種もございまして、そういう意味において一律に取り扱うことは給与上適当でないということで、現在一般行政職を適用しておるわけでございます。

○沢田委員 だから、一般にしているのはわかるけれども、何か矛盾を感じないか、こういうことを言っているわけですか。

○藤野説明員 お答え申し上げます。先生御指摘のように、税関職員の中でもそういう特殊性が高い職種もございまして、したがって現私どももいたしましては、そういうものにつきまして特殊の手当を支給することによって措置をいたしますとともに、いわゆる税関職一般につきましてそういう専門性が高いということに着目いたしまして、個々の職員の格付におきまして一般行政職よりも相対的に有利な格付をいたしまして、現在措置をしているわけでございます。

○沢田委員 そうなると、号俸表そのものは別につくらなければいけません。税関の職務の特殊性というものが多角的に非常に多いから、それぞれに合った手当あるいは特別手当、特別給与、こういうような方法で措置をする考えである、こういうふうな理解してよろしいですか。

○藤野説明員 先生御指摘のように、現在まではそのように取り扱っておるわけでございます。○沢田委員 これからもそういうふうな考えでいくと理解してよろしいですか。

○藤野説明員 この点につきましては、いわゆる税関職に對します特別な俸給表をつくってこれと

いろいろな御要望もございまして、この点については関係者の御意見、御要望等もあわせ考えまして、税関職員をどう取り扱うのが最善の方法であるかということについては、十分今後も検討してまいりたいと考えております。

○沢田委員 大臣がいよいよ大臣関係は省略して、次の警察庁にお伺いいたしますが、現在銃砲の取り締まり、それからかきのおかといかかの報道でも、あるいはその前にもピストルの乱射というようにことが行われているわけでありまして、これは税関と両方で、大変またお骨折りをいたしているわけですが、なかなかそう思うような銃砲取り締まりが行われていない、こういうふうにも感ぜざるを得ないのであります。その点、銃砲、刀剣等の取り締まりについて、警察と、あるいは税関の分野におきましての取り締まり等について、資料はあるのでありますが、簡単にいいですからひとつ、どういう対応でいるのか。それからもう一つは、これだけ流れ込んでくる銃砲等について、警察庁として、あるいは国内の治安維持の立場からそれによって責任を感じているのか。これだけ野放しになっている状態を何と見ているのか。その点ひとつお答えいただきたいと思っております。

○垂水政府委員 お答えいたします。ただいま沢田委員の御指摘のように、覚せい剤等とともに銃砲は社会悪事犯の代表的事例でございまして、これが取り締まりは、税関に課せられた非常に重要な使命の一つであるという認識を持っておりまして、しかしながら、年々その輸入者の密輸の手法は巧妙化してまいっておりますので、それとのいわば知恵比べというのが率直な実情でございまして。

税関といたしましては、この種の事犯の取り締まりを最重点目標として、まず第一は情報収集活動を強化する、第二は取り締まりの機器を充実する、第三は、これは麻薬に關してでございまして、麻薬の活用を図る等々で、関係機関との連携を強化して実効を上げてまいりたい、かように

考えております。

○加美山説明員 お答えいたします。銃砲の取り締まりにつきましては強力に対応しているところでございまして、何といたしてもけん銃の密輸事犯がございまして、それを水際で押さえる、検挙するというのがまず第一でございまして。昨年一年間で十四件、十七名を検挙し、真正けん銃を二十五丁押収しているところでございまして。その密輸入の手法が大変悪質化、巧妙化しております、いろいろ関係機関とも連絡をとりながら対応しているところでございまして。

なお、けん銃の押収状況でございまして、昨年は千二百二十丁押収してございまして、そのうち真正けん銃は六百七十三丁でございまして。いづれにしても、けん銃の密輸入、あるいは国内のけん銃押収事犯等は暴力団に絡むものが大半でございまして、私どもとしては、密輸事犯につきましても、税関等の関係機関とも十分連絡協議いたしまして、水際でしっかり押さえて強力に取り締まるという方針で対処しているところでございまして。

○沢田委員 大体後ろがうるさくて聞き取れないので、今言われていることがわかっていない人はいないでしょうか。聞く耳持たぬだったら出ていってください。そういうために審議が全然できないという状態では極めて遺憾ですから、委員長の統制を切に望んでやみませぬ。

○加美山説明員 お答えいたします。先ほどもちよっと申し上げたと思いますが、けん銃の押収状況は昨年は千二百二十丁でございまして、暴力団に絡むものがほとんどと申し上げましたが、毎年のように千丁前後を押収しているところでございまして、国内にはそういう暴力団等

が不法所持しているものかなりあるものということで、強力な取り締まりを続けているところでございまして。

○沢田委員 私の聞いているのは、現在我が国の中で放置されている銃砲等は、推定であるけれども、どの程度の数が今日野放しとなっているのか。推定もつかないのですか、見当もつかないのですか。全然、皆目わからないのですか。ともかく、わからないならわからないで、そのいづれかを答えてください。

○加美山説明員 お答えいたします。先ほど申し上げましたように、毎年押収しているけん銃の数が千丁前後、昨年は千二百二十丁ということとございまして、水際での検挙、それから国内での検挙ということを強力に進めているところでございまして、このような過去の経緯からしますと、また相当数暴力団等が不法所持しているものというところで、真剣に取り組んでいるところとございまして。

どの程度あるかという推定数につきましては、はっきりしたことは申し上げかねるところでございまして。

○沢田委員 最初からそう言ってくればむだな時間を費やさないのですよ。わからないならわからないと答えろ、こう言ったのだから、わからないならわからないと答えてもらえばいい。ただ、わからないでは済みませんぞと今度は言いたくなるわけだ。そのための警察なんだ。

続いて、ヘロイン、モルヒネ、大麻、覚せい剤これに対する状況についてお伺いをいたします。密輸入の内容は、時間の関係で省略いたしますが、現在我が国の中で退蔵されているこれらの問題、特に覚せい剤等が一番多いのでありまして、あと大麻が多いのでありますけれども、どういう程度の量になっているのか、これに対する取り締まりの状況、これを簡単に一言で言ってくたさい。幾ら残っておつて、どういう方法をとっているんだということですか。

○加美山説明員 お答えいたします。覚せい剤事犯の検挙状況でございまして、昨年は千二百二十丁を推定するわけですが、約九十九キロでございまして。私どもの捜査の段階でどの程度の量の覚せい剤が潜在しているのかというように推定するわけですが、押収量の十倍ないし二十倍は潜在しているのではないだろうかというふうに思っているところでございまして。

○沢田委員 これも宿題ということで、時間がないので、関税局長及び政務次官、今言われたような状況で、税関の職員がひとつとした油断によって我が国内の秩序がより一層乱されるという原因を醸成するわけでありまして。人事院もよく聞いておいてもらいたいのは、そういうことに対しての後始末、それだけの重要性を持っておるんだということをお考え合わせながら、今のようなことでは、わからないような状態で、わかればつかまえておるだろうけれども、わからないような状態であるというところは、我が国の治安を維持していくために極めて危険である、こういうことが言えると思うのであります。

そこで、現在の輸出入の件数、入港数、入港機数、それから入国者は大体四百万と言われているので、これは一応省略します。以上の点について一言でお答えいただきます。輸入、輸出、入港、入機。以上。

ただいまの数字を申告の件数で申し上げます。輸出の申告件数は五十八年で約五百万件、輸入の申告件数は二百二十万件でございます。外国貿易船の入港隻数は九万五千隻でございます。それから入国者数、先ほどちょっとおっしゃいました、私の手元の数字では六百六十三万人というふうなことでござります。飛行機につきましても、ちょっと手元に数字がございませんで、後で申し上げます。

○沢田委員 あとカスプロの実態について一言聞いて、これで終わりにいたします。

現在のいわゆる申し込み件数、営業所数及びその従業員の数、このカスプロと税関職員とのバランス。これは政務次官にお答えをいただきますが、今日カスプロ等の営業によって、言うならば代替的な職員に充てられて税関職員が正当な業務につけない状況を生んでいる。そのことがこういう密輸入その他を増進させていると解釈できるわけでありまして、カスプロの現状を一言聞いて私の質問を終わります。

○垂水政府委員 お答えいたします。

ただいまの御質問にお答えする前に、先ほどの航空機の入国機数でございますが、同じく五十八年で四万八千機というふうに御理解をいただきたいと思います。

それから次に、ただいま御質問のありましたカスプロでございますけれども、これは通関業者のことを指しておっしゃっておられると思いますが、全国で約八百社あると理解しております。業者の数にいたしましてそのようなことになっております。それが全国の港湾において、通関業法にのっとって正常な活動をしている、かように考えております。

○沢田委員 答弁、不十分であります。農林省には検疫、外務省には同じように安保関係のいわゆる関税、非関税物品の取り扱い、通産省等についても、厚生省も同じで、検疫問題等を聞く予定でありましたけれども、時間の関係で、残念ながら以上をもって終わります。

ただ、ゆうべ十一時半までレクチャーで追い回されて、十二時です。これは職員も大変だということ、ひとつ労はねがらなくてもいいと思います。我々も随分苦勞する方なのであります。今後こういうことについてはひとつ十分是正できるように配慮をせよとかなわぬ、念のため申し添えて、しかし職員の方は御苦勞さんであつたということに敬意を表して終わりたいと思つております。

○瓦委員 宮地正介君。

○宮地委員 きょうは関税率法の一部改正案について審議をするわけでございますが、特にこれは自由経済体制を開放するというところに大きな意義があるわけでございます。きょうは七十五分の時間が四十分ということで縮減されましたので、内容的に限りある時間の中で詰めてまいりたいと思つておりますので、答弁の方も御協力をいただきたい。

三月二十九日の米国の商務省の発表によりますと、対日貿易赤字は二十四億三千二百万ドル、こういうことで、米国の収支赤字も百億を突破いたしました。恐らくこのまゝいけば、アメリカの貿易収支、国際収支は年間一千億ドルあるいは一千億ドルになるのではなからうか。昨年は六百九十四億ドルの赤字であつたわけでございます。特に日本は、昨年におきまして、アメリカの六百九十三億九千万ドルの全体の赤字の中、対日貿易赤字が二百六十六億六千五百万ドル、三〇％以上を超えているわけでありまして、この商務省の発表によりますと、これは恐らく対日赤字が三百億ドルぐらゐになるのじゃないか。こうした深刻なアメリカの対日貿易における国際収支の実態であります。ドル高が原因ではないか、こういうことも言われておられるわけでございますが、この点について、大蔵省としてその対応を今後どのように考えておられるのか、伺いたいと思つております。

○垂水政府委員 ただいま宮地委員からお話のあ

りましたとおり、アメリカの統計によります米国の貿易収支は、一九八三年におきましては六百九十三億ドルということになっております。かつまた対日では二百七十七億ドルというふうな赤字になっておりますが、単に我が国のみならず、対ECあるいは対開発途上国、対カナダに対してもアメリカは赤字になっておられるわけでありまして、この事態に対して一つの報告が出ておりました。本年二月の米国の大統領経済諮問委員会の年次報告におきましては、最近の米国の貿易赤字拡大の原因としては三つ挙げております。一つがドル高、二つ目が債務累積国への輸出の減、三つ目がアメリカのスピードの速い景気回復、こういう三つが赤字拡大の原因であるというふうに考へているようであります。

我が国といたしまして、この事実について無関心であるわけではございませんが、既に宮地委員御案内のとおり、貿易収支はそもそも二国間で均衡させるという性格のものでありませんで、二国間貿易は自由貿易主義の原理原則に沿つて動かされていくことが望ましい、かように考へております。

○宮地委員 こうした対日貿易におけるアメリカの大変な赤字収支の中で、特に先日からリーガンの財務長官が日本に参りまして、いわゆる円ドル部会というのが行われてきた。リーガン財務長官も、日本政府については、言葉だけの対応ということで大変怒りを爆発させているようでありまして、特に今回の交渉について、本当に進展したのかどうか、大変疑問であります。中曽根総理も大場財務官を呼びまして、ロンドン・サミットに向けてこの問題についてはさらに詰めるようにという指示があつたというふうに聞いております。本当にこの問題の進展はどの程度まで進んだのか、伺いたいと思つております。

○佐藤(光)政府委員 お答え申し上げます。議員御指摘のとおり、去る二十二日、二十三日の両日、第二回の日米円ドル委員会の作業部会を東京で開催いたしました。

実質的な進展があつたのかというお尋ねであつたかと思つてますが、私も事務レベルと申しますか、ワーキングパーティーのメンバーといたしましては、かなり議論が噛み合ったという感じを持つております。

やや具体的に申し上げますと、我が国の金利の自由化の問題あるいはユーロ円市場の拡大の問題に対する双方の考え方というふうなことを中心にいたしまして、相当程度深い相互の間の話が行われた、そういう意味では先方も、ミーニングフル、有意義なトークであつた、かようなことを申しておるわけでありまして、引き続きまして第三回の会合等を重ねてまいりまして、さらに実りのある最終的なレポートがつくれますように、日米双方で努力を傾けてまいりたい、かように考へております。

○宮地委員 特に、金融開放を求める米国のねらいが円ドル相場適正化、日本の円高にあるのではないかと、それとも米金融機関の日本での事業の機会、こういうものを拡大するところにあるのか、いろいろ言われているわけでございます。特に金融開放の問題につきまして、果たして本当にこれによって円相場が実際の上がるとアメリカが考へているのか。かえつて資本が流出して下がる可能性も十分あるわけですね。その点について、政府として率直にどのようにアメリカ政府に対して物を申しておられるのか、この点について伺いたい。

○佐藤(光)政府委員 御指摘のとおり、日本の金融資本市場の自由化というのは、短期的に見ますと必ず円高方向に作用するとは言えない、資本の流出を通じてむしろ円安に働く部分もあるというところは考へておりますし、そのような態度でアメリカにも対応いたしておるわけでありまして、ただ、中長期的に長い目で見ますと、円の持つ魅力あるいは日本の金融資本市場の持つ魅力というものが高まっていく。それは中長期的な観点からいいますと、円高要因といえますか、一層円の魅力が増していくということは言えるのではないかと考へております。

○宮地委員 特に、リーガン財務長官はやはり六月のロンドン・サミットまでの決着ということに大要期待されているようにございますが、日本の金融資本市場の開放にはタイムリミットというのが陰で相当動いている、こう思います。現実には、そうなりませんと四月ごろには計画の全体が出てこなければならぬ、あるいは五月ごろにはいよいよ実行に移していかなければならない、こういったスケジュールが現実問題として浮かび上がってくるわけですが、この点についてどのように検討されておられるのか、伺いたいと思います。

○佐藤光政府委員 日米双方の合意によりまして、本年の五月の末までに私ども作業部会の結論を報告書に取りまとめまして、それぞれ大蔵大臣、財務長官に報告をいたす、かような日程になっておりますので、来月の十六、十七日、ワシントンにおきまして第三回の作業部会を開催いたしました。そこでの主題は、先ほども申しましたようなユーロ円の問題あるいは円の国際化の問題がかなり大きなウェイトを占めることになろうかと思っておりますが、それらを受けまして鋭意双方で努力をして、実りのある結論、報告書を五月の末までにはつくりたい、かようなスケジュールを考へておる次第でございます。

○宮地委員 この問題も、日米間の国際収支の解決問題に非常に大きな役割を果たす一つであろうと私は思いますので、ぜひこの問題についても真剣に、なお責任ある積極的な対応を要求しておきたいと思っております。

次に、本法案について具体的に伺ってまいりたい、こう思っております。

今回のこの法案はいわゆる東京ラウンド交渉の経過の中からできてきているわけでございますが、外務省、この東京ラウンド交渉の経過といわゆる新東京ラウンド、こういう問題がいよいよまた再浮上してくる時期にも来ているのではないかと、この点について、あわせて所見を伺いたいと思っております。

○沼田龍明員 お答えいたします。

まず、東京ラウンドの経過でございますけれども、関税及び非関税面の広範な分野で貿易障害の軽減を図るといふ目的のもとに、昭和四十八年東京で開催されましたガット閣僚会議で採択いたしました東京宣言によって、正式に交渉が開始されました。

その後種々交渉を続けまして、その間にロンドン・サミットあるいはボン・サミット等でそれぞれ交渉の実際的進展を図ってまいりました。このようにことが合意されたということがございますけれども、昭和五十三年末から昭和五十四年初めぐらいにかけて交渉の実際的妥結を見まして、五十四年の末には諸協定が署名され、五十五年の初めにほとんどの協定、政府調達協定、関税評価協定を除き諸協定が発効し、その一年後の五十六年一月一日に政府調達協定及び関税評価協定が発効したわけでございます。

以上が東京ラウンドの経緯でございます。

その後、東京ラウンドで決められた種々の成果、関税の引き下げであるとかあるいは非関税面において八つの協定ができたわけでございますけれども、その運用ということに焦点が当てられてきていくわけでございます。東京ラウンドの後の国際貿易上の問題といたしまして、東京ラウンドにおいてある程度の進展は見ただけでも、まだ引き続き議論を続けていく必要がある分野というものが残っております。それから、東京ラウンドで決めたいろいろなルールを現実運用してみても、そのルールをさらに改善していく必要があるのではないかというような分野も出てきております。

そのような問題点につきまして、おとしの十一月にガット閣僚会議というものが開かれます。東京ラウンドの後の経過を踏まえて、今後の貿易体制の問題点はどういうものがあるかという議論が行われたわけでございます。五十七年十一月のガット閣僚会議におきまして、大体ことしの末ぐらいまでをめぐりまして、どのような作業計画が取り組んでいくべきであるかという作業計画

が合意されまして、今その作業計画を実施しておるところでございます。

この間、東京ラウンドの後に、いろいろな国において保護主義的な動きが高まってきているというところも現実でございます。それから特に最近に至りまして、世界経済の一部回復の兆しが見えてきているということもございまして、私ども政府といたしまして、自由貿易体制の一層健全な発展あるいは保護主義の防圧を図ることが世界経済発展のために不可欠であるという認識のもとに、我が国として、今我が国が置かれている国際的地位にふさわしい貢献を行っていくことも必要であろうというような観点から、より一層の貿易の拡大あるいは国際貿易体制の強化ということを目指して、そろそろ新しいラウンドということを考え始めるべきではないかという問題意識に立ちまして、具体的には昨年十一月、リーガン大統領が日本に見えられたときに、中曽根総理から新ラウンド開始の準備ということをそろそろ考へていくべきではないかということ提唱されたわけでございます。

新ラウンド開始の準備に向けて今後努力していくという場合にも、広く先進国、途上国各国と一緒に進んでいく必要があるわけでございます。そのためには、これら関係諸国のコンセンサスを得るべくつくっていく必要があるわけで、目下のところ種々の非公式な接触あるいは公式の接触等を通じて、その準備促進という目標に向かっての地盤づくりをしていくという状況でございます。

○宮地委員 今回東京ラウンドの合意の繰り上げ措置といたしまして、昭和五十九年度及び昭和六十年年度の両年度におきまして、工業品について東京ラウンド合意に沿った関税引き下げを三年分繰り上げる、原則として東京ラウンド合意にかかわる最終議定税率まで引き下げる方針。昭和五十九年度においては、主要先進国が未実施のため一年分の繰り上げ措置を実施する、いわゆる主要先進諸国が未実施であるというこの辺のもたつてい

る状況、これはどういふように把握されておられるか。

また、既に今外務省がお話のように、総理の指示を受け、新ラウンドの開始の準備に入っている、こういうふうになっておられるわけでございますが、国内業界、この産業界との調整というものが大事であるわけでございます。こうした国内の産業の体質あるいは経済状況の中における活力、こういうものの調整についてはいかがやりますか、進めておられるのか、現場の関税局長に伺いたいと思

○垂水政府委員 お答えいたします。

まず第一に、東京ラウンドの関税前倒しについて、我が国以外の主要国は未実施であるということとはどうなっているのかという御質問でございますが、一言で申し上げますと、こういう東京ラウンドの前倒しは、でき得べくば保護主義の防圧という目標からすれば、共同行動であることが望ましいわけでございます。そういう観点に立って見ますと、少なくとも他の主要貿易相手国の行動が注意を集めざるを得ないということは当然である。

そこで、まずアメリカでございますけれども、アメリカにおきましては、現在、技術的なことを申し上げますと、行政府においてはこれの引き下げを可能ならしめる授權法というものを用意しているようにございますけれども、他方、米議会は御存じのような状況に現在でございますので、なかなかこれが法案として提出されても、直ちに実現に至るといふふうには見られないということが第一点でございます。

それから第二点はECでございますけれども、ECは少なくとも本年に關しては、現在置かれてあるECの経済情勢からして、外国に対してこれ以上関税障壁を下げるということは極めて難しいという判断をしているわけでございます。さばりながら、来年については、状況が許せば、この種の共同行動を希望しているというように承知しております。

それから三番目にカナダでございますけれども、カナダにおきましては、これは仄聞するところでございますが、政府と産業界との間でいろいろ話し合いが行われておりますが、国内の関係者との調整がついているという段階にはないというふうな申し上げて、現段階では大きく誤りではないだろう、こういうふうな思っております。

それから、新ラウンドとの関係について若干コメントをさせていただきますと、まあ今のような欧州の情勢あるいは開発途上国の現実の経済力、これは先ほどもちょっとお話がありましたこと、債務累積というような問題を抱えておられるわけでございますから、そういうものからいたしますと、なかなか新ラウンドに一気にいかしていくという態勢にはなくて、そういう構想に対しては極めて用心深い姿勢をとっていると思えます。

そこで、私の感觸を申し上げれば、第一点は、日本としては新ラウンドの旗をいけばレーガン大統領来日の機会に上げたわけでございますから、その旗はそのまま維持していかなばならぬと思えます。

第二に、さばりながら、今般に具体的な新ラウンドの日程を定めていくというのは、適切と言いがたい問題が多いと思うのでございませぬ。

そこで、最終的には先ほども外務省から御答弁がありましたとおり、やはり諸外国との共同行動への機運の醸成というものを進めるということをやると、国内の産業界に対する影響等についての十分な検討を行ってまいらねばならない、かように思っております。

○宮地委員 特に個別品目の関税率の改正の中におきまして、時間がありましたら鶏肉の問題あるいはサケ・マス、バナナ、再生木材、黄麻織物等、半導体、こうしたものについて日本の業界と、また今回の関税率引き下げの実態、状況についてお伺いしたかったわけでございますが、この中で特に私が、まず国内の業界の中でこの関税率引き下げの問題で大変に厳しいのではないかな、こういう感じがしておるのが再生木材、また

逆に日本の出超、これがかえって先ほどの貿易摩擦などに非常に拍車をかけるのではないかな、こういう感じがしているのが半導体であります。この再生木材と半導体について、今回の関税率の引き下げがまず日本国内の業界にどういふ影響を与えらるのか、農林水産省と通産省に伺いたいと思えます。

○三澤説明員 お答えいたします。パーチクルボードにつきましては、先生御指摘のとおり、今まで合板製造業等の工場残材あるいは三十年代からだんだんふえてきております間伐材等、こういったものを原材料とすることから、今後これは私どもとしてもその需要先として大変重視していくべき産業、こう思っております。

しかしながら、御案内のとおり、住宅需要の低迷等に伴いまして需要は低迷しております。業界は非常に困難な状況になっておりまして、一層の経営の合理化あるいは需要の拡大策、そういうものを強いられている状況になっております。

そうしたような状況の中で、今回米國からの木材製品に対する関税引き下げ要請にも対応し、しかも我が國を取り巻く経済社会情勢を総合的に勘案いたしました、とり得る最大限の措置といたしまして、パーチクルボードについても一定率まで関税を引き下げる、こういうようにいたしましたわけでございます。

そこで、私も農林水産省、林野庁といたしましては、今後とも木材産業拠点整備緊急対策事業等木材関連の諸施策、こういったものの充実を図りながら、木材産業の健全な発展に努めることとしておりますけれども、パーチクルボード製造業につきましても、木材資源の有効利用促進、こういった観点から、その振興を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

○島説明員 お答えを申し上げます。半導体、IC、一言で言いますけれども、いろいろ種類があるわけでございます。日本は比較的量の汎用品が得意だということでございますが、アメリカの方はマイクロプロセッサといつた非常に高度な技術志向製品が得意でございます。つまり、一方の國が他方の國を全分野にわたって圧倒するといったような状況にはないわけでございます。にもかかわらず、一昨年の暮れあたりからいわゆる日米半導体問題というのが急浮上りまいりまして、この問題を解決するために日米政府間でハイテク・ワーキンググループというのを設置いたしました。そこでいろいろ議論を重ねてまいりました。

この日米半導体問題が浮上いたしました背景は、先ほども先生御指摘がございましたように、八一年ぐらまでは日米間の半導体輸出入というのはバランスをしておったわけでございますけれども、八二年からはっきりと日本側の出超傾向というのが目立ってまいりましたのが第一点でございます。

それから第二点は、そういう中で特に日本が得意だと申し上げた分野、その分野でアメリカの市場の大きな部分を確保したといったようなことがございまして、特にこの分野が比較的ウェットも高いし、伸び率も高いというところでございまして、先方の危機感がいろいろ高まっております。こういった二つの点を背景に、日米半導体問題というのが浮上したわけでございます。

しかしながら、私も日米間でいろいろ話し合いをいたしました。貿易を抑制する、縮小均衡に持ち込むということではなくて、相互に資本、貿易、投資、技術といった各面での交流をより一層今後とも深め合っていくことではないか、こういうラインで提言を取りまとめたところでございまして、こういった文脈での関税相互撤廃ということでございます。この文脈でございますから、そのマイナスの影響を心配するという感覚では全くございませんで、むしろこれを関係業界も含めて非常にポジティブに評価しているということでございます。

ちなみに申し上げます、日米ハイテク・ワーキンググループでこの議論はいろいろやっておりますけれども、そこには日米から業界代表も参画

をしておりまして、いわば官民合同でこういう提言を取りまとめたということに相なっております。

○宮地委員 今回改正される四十七品目のうち、半導体については日米相互同時撤廃、これは非常に市場開放としてはベターな方法であろう。ただ、半導体のいわゆる関税撤廃対象分の輸出入の一九八三年のデータによりますと、輸出に対しては約六千四百六十一億五千四百万円、輸入はそれに対して一千八百八十億七千九百万円、これは差し引きますと、単純に計算いたしましたとしても四百五十億八千一億の出超になっておるわけでございます。こういうことは我々としては、日本の国内の半導体の産業が非常に力をつけてきたということで、大変好

感を持っておるわけでございますが、やはり先ほど申し上げたような日米の国際収支の状況は大変厳しいわけでございます。その中の中核がこの半導体である。これについても今後やはり適当な、アメリカの国内をにらみながら、日米相互の発展というものを考え、調和のとれた共存共栄の形でいくべきである、こう思いますが、通産省としてその点のように今後対応していこうとされておるのか、簡単に伺いたいと思うのでございます。

○島説明員 御指摘のような出超傾向を踏まえて問題が起こってきたわけでございますけれども、ただ一つ注意をしなければいかぬと思えます。これは、アメリカの有力メーカーが日本に続々と生産拠点を移してきておられる、場合によっては対日輸出の減、それから場合によっては企業は対米輸出もしておりますから、その分だけ対米輸出がふえるといったようなことがあるわけでございます。今後交流が非常に活発化いたしますと、貿易のバランスあるいはインバランスというものが何を物語るかということ、なかなか難しいことになってくるわけでございますけれども、いずれにしても先ほどのようなことを背景に問題が起こっております。一応その提言を取りまとめたわけでございます。

私どもとしては、この提言を誠実に実施をいたしまして、国内市場をさらに一層開放するといった点も含め、誠実に実施をしまいたい、かように考えております。

○宮地委員 先ほどの再生木材についてでございますが、農林水産省からも説明がありましたように、これは非常に将来的に影響の大きい品目である。特に我々の身近な家具とか建築用、家電製品、こういうところに影響するものでございまして、聞くところによりますと、今回の一三・一％から一二％、これが限界である、こういうように業界は相当悲鳴を上げておられる。これについてもやはり今後実態を正確に把握し、また大蔵省としてもそうした業界の内容もよく見て、そして大局的見地に立っての関税定率の引き下げをやっているか、伺いたいと思っております。

私は若干そういう点で心配をしておるわけでございまして、関税局長どのように今後対応されるか、伺いたいと思っております。

○垂水政府委員 お答えいたします。

先ほど来各省から申し上げておりますとおり、この四十七品目の対象の選定あるいはその場合の引き下げの引き下げ幅、それにつきましては、官地委員御指摘のように、慎重な検討を加えた上に行ったつもりでございます。

したがって、やや具体的に申し上げますと、例えば乳製品であるとかあるいは皮製品であるとかというような外からの要望の強いものがございまして、そういうものは国内事情に着目して除外しております。また、先ほど御指摘のありました半導体、ガスタービンのように、競争力の十分整ってきたものについては無税という行き方をしております。また、再生木材については、農水省の計画、林野庁の計画に配慮をしたところで、東京ラウンド最終までという区分けをしておるわけで、今後とも対象品目の選定あるいは引き下げ幅の決定に当たっては、委員おっしゃるとおり、十二分に各省と相談をしまいたい、かように考えております。

○宮地委員 この関税定率法のこうした引き下げに伴い、特に現場の税関の職員の問題について、私、質問をさせていただきたいと思っております。

税関職員の皆さんも大変御苦労が多いわけでございます。特に最近はいわゆる覚せい剤の国内流入、こういうものに対しての取り締まり、また水際で押さえないければならない。税関職員は、非常に大変な御苦労が多いと思っております。そういう中で、既に御存じだと思いますが、こうした覚せい剤乱用時代というか、そうした大変な時代に対応して、税関職員も名古屋港と大阪港で各一人ずつ殉職をされておられるのです。ある方は酸欠でお亡くなりになっておられる。ある方は果たして捜査中に自分でおつこったのかあるいは落とされたのか、大変残念ながら不明のようでございます。が、ともかく調査のときにお亡くなりになって、殉職になっておられる。これは私は大変お気の毒であるし、また、こうした税関職員の皆さんの御苦労に対して、やはり我々国会においてももっとも積極的に対応してあげるべきである。やはりこうした際の苦勞の方々があつて関税定率法の効果的運用もあるわけでございますし、私はそうした現場の方に配慮いたしまして、まず人事院に伺いたいのでございますが、人事院は、先日、国税職員についても、国家公務員の昇直しの中で積極的に対応していく、こういうありがたい御答弁をいただきましたが、私はこうした税関職員についても、ぜひ積極的な昇直しをしてあげていただきたい。

また、関税局長は、あなたの部下でもございしますが、そういう方々に対しても、もっとも積極的に処遇の改善についても御努力をしていくべきであらう、こう思いますが、人事院の、そして関税局長の答弁をいただきたいと思っております。

○野野野委員 お答えいたします。

税関職員につきましては、現在行政職を適用しておりますが、行政職を適用しております他の事務系職員とは異なる面が多々あることは、人事院といたしまして十分承知をしておりますが、税

関職員の中には、仕事の面でいろいろ差がございます。したがって、現在これを一律的に取り扱うことについてはいろいろ問題があるということも、いわゆる専門性ということに着目いたしまして、現在給与の格付等について、いわゆる専門官職としてかなり有利な格付を行っておりますところでございます。さらに特殊な業務に携わる方につきましては、いろいろの手当等においていわゆる実体的、実質的なきめの細かい配慮を行っているところでございます。

さらに、先生お尋ねのように、これら税関職員の処遇につきましては、給与制度の見直しに当たります。関係者の御意見、御要望等承りながら、この点につきましては、そういう特殊性、専門性につきましては十分考慮いたしまして、税関職員をどうすることが最も適正かつ最善な方法であるか、そういうことにつきまして検討いたしましたと考えております。

○垂水政府委員 お答えいたします。

申し上げるまでもなく、税関の業務に対する需要というものは、先ほどの質疑の中でも出てまいりましたが、ますます増大をしておるというところは紛れのない事実でございます。そういう中で税関職員は、私の口から申し上げるのは恐縮でございますが、非常にまじめに、真剣にその職務に当たっておると思っております。かつまた先ほど、最近起こりました大阪、名古屋の事故については、私からお言葉をいただいたことに關しましては、私からもお礼を申し上げるわけでございますが、そういう事故が起こることは何としても未然に防がなければいけないと思っております。そういう意味におきまして、職務の遂行に当たっての安全対策という点については、従来にも増して心配りをする必要があり、従来にも増して心配りをすための指導を行っております。

○宮地委員 最後に、今関税局長は前向きに努力をしていきたい。特に仕事の質と量、そういう面で非常に大きく増大をしていく中で、税関職員が昭和四十七年が七千九百六十人おつたわけでございますが、昭和五十八年に七千九百四十三人と、逆でマイナス十七人です。これは、中身を精査してありますが、やはり専門職のそういう方々についても相当厳しい状況に置かれておるのではないかと。そういう点で、そうした仕事の面というものの増大、質的な増大、また覚せい剤乱用のこうした大変な時代に今なりつつある、こういうことを考えたときには、やはり勇気を持ってこの税関職員についてはきちっと対応し、定数の問題、必要な人員増加の問題などについても関税局長として対応していくべきであらう。この定数の問題についてはどのようにお考えになっておるか、伺いたいと思っております。

○垂水政府委員 たいま御質問のありました定員の問題でございますけれども、十年間で見ると定員はほとんどふえておられない、むしろ微減であるということでございます。しかし、そういうのは厳しい行政の環境の中での結果であると受けとめておるわけでございます。すなわち御承知のとおり、国家公務員の定員事情というのは極めて厳しいわけでございますから、それを大きく覆すようなことはできないわけでございます。したがって、今後とも税関に課された使命というものを十全に果たすためには、一方で事務の効率化、業務の合理化というものをやっていくかなければいけないと思っております。

他方におきまして、まさしく御指摘のありましたとおり、要員の確保についてもやっております。関係方面に十分働き

かけていきたい、かように思っております。

○宮地委員 時間が参りましたのでこれで終わりますが、当初七十五分が四十分ということになりまして、水産庁を初め関係の皆さんには御質問できないで残念でございましたが、その点は御留意、御承知おきいただきましたと思います。

○互委員 安倍基雄君。

○安倍基雄委員 私も五十分のところを三十分でございまして、かいつまんで御質問したいと思っております。

私自身もいろいろ貿易の自由化の必要性については十分認識しているわけでございまして、関税といいますが、一定の関税のもとにはばらばらの間みながらそれぞれを採算を考えて企業を運営してきたというわけでございまして、関税率が下がるということはそれだけ企業環境ががらりと変わるわけでございまして、その意味合いにおきまして今回の東京ラウンドの繰り上げ実施、この場合には最終的にはこの辺に行くというところはわかっておるわけでございまして、それが促進されるというわけでございまして、いざいざというわけでも企業がそれなりに合理化をしていこうという場合には、それをタイミングを早めるという意味があるわけでございまして、また個別品目の引き下げにつきましても、今までは関税はこのぐらいたったというものがそれだけ下がると、大きな変化なわけでございまして、そういうことについて本当に通産省あるいは農林省の方々が、今回の繰り上げ実施は農林水産物は含まれておりませんが、十分留意されているのかどうかというところが第一点。

第二点は、本当にこれが海外において評価されておるかということについて外務省の御意見を承りたいと思っております。

す。特に通産省としましては、関税制度は通商産業政策上も大変重要な役割を果たしておりますので、その基本的なあり方については、もちろん個々の国内産業の実情を十分反映し、また国際化している時代でもございまして、国際分業といった観点をも踏まえた、そういうものでなければならぬというふうな考えをおるわけでございまして、こうした基本的な考え方を持って関税問題に取り組んでおるわけでございまして、他方、特に我が国は自由貿易あるいは貿易立国ということが基本的な問題になっておりますので、貿易の拡大均衡による世界経済の発展を図るということから、これまで市場開放に努めてきたわけでございまして、その一環として諸外国の関心を踏まえた関税引き下げといったことも実施してきたわけでございまして、この検討に当たりましては、先ほど申し上げました関税の基本的なあり方あるいは関税問題についての当省の基本的な取り組み方といったものを踏まえて、個別の産業事情に十分配慮して、特別の影響がその引き下げによって生ずることとなきよう、対象品目の選定あるいは引き下げ幅といった面で、産業事情の許す範囲内で対応してきた、こんな気持ちでございまして。

○重田説明員 お答えいたします。

農林水産物の関税制度の運用につきましては、国内農業の特殊性に十分配慮した形で行われることが基本的に重要であるというふうに認識しております。したがって、農産物の関税につきましては、通常の定率関税あるいは定額関税のほかは、産品の特性に応じて関税引当であるいは季節関税、または価格安定制度と連動した形の差額関税制度というように十分に活用いたしまして、適切な運用を図っておるところでございます。

市場開放措置の一環としてとってまいりました関税引き下げにおきましても、国内農業に不測の影響を及ぼさないよう十分配慮してきたところでございます。今後の関税制度の運用につきま

しても、国内農業の健全な発展と調和のとれた形で進めていくということに十分配慮してまいりたいと考えております。

○沼田説明員 お答えいたします。

各国の評価についてでございますけれども、今までの答弁にもございまして、私も保護主義の圧力の強まっている中で自由貿易体制を擁護するという見地から、今まで何度かわたって自主的な関税引き下げ措置を講じてきております。五十九年度の関税改正におきましても、先生御指摘の個別品目の関税引き下げ、それから東京ラウンドの関税引き下げの前倒し、あるいは特恵シーリング枠の拡大等いろいろな措置を市場開放措置の一環としてとっているわけでございまして、これに対する各国の反応は、我が国が前向きな努力をしているものとして一応の評価をしているというところであると思っております。各国の期待というものはいろいろ大きいのがございまして、そのあらゆる要求にこたえるということは、我が国の国内の事情もあって困難なわけでございまして、けれども、保護貿易主義を抑えて自由貿易体制を維持強化していくという方向に向かって、我が国がある意味で先鞭をつけていくという意味で、できる限りの前向きな対応をしているものとして諸外国が評価をしていると同時に、より一層このような面での努力を期待するという気持ちも持っているというところであります。

○安倍基雄委員 どうも関税の場合に、ほかの国から強く言われるとその分を引く込めるといような動きが非常に多いのではないかと。基本的に、関税政策というのは実は産業政策でもあるわけでございます。

かつて私は昭和四十三年ぐらいに、関税ではございせんけれども、外資課におりました。そのころ自動車産業の自由化の問題が起ってきて、外務省は一日も早く自由化せよという話でございまして、通産の方はあと五年ぐらいついてくれ、そうすればどうにか力がつくんだ、こういうような争いがございました。大蔵はむしろ基本的に

には通産の肩を持って、若干自由化がおくれた時期があると思っております。私としては、最終的には自動車産業の進展に非常によかった、現在の自動車産業の基礎はその時期にできたと考えております。

いずれにいたしましても、どの産業を伸ばし、どの産業は仕方がないのかという大きな構想がなくして、単に個々の圧力に応じてそれを下げていくということとは、私は非常におかしいのではないかと申すのでございまして、例えば農業の場合に自給率をどう考えるのか、ほかの産業について一体何を守らなければいかぬ、何を伸ばさなければいかぬ、これは仕方がないかという基本的な構想がどうもないのか、この点について通産省のお答えをお願いしたいと思います。

○細川説明員 先生の御質問でございまして、私も通産省では、例えば八〇年代の通産政策ビジョンというのを持っております。その中で、国民のニーズをこの十年という長期を見渡しまして充足する基準があるかどうか、あるいは省エネエネルギー基準とか省資源基準といった経済の流れに合せて産業が動くことができるかどうかというような基準を持ってございまして、これは産業が進む方向を判断するに際してということの一般的に考慮すべきものでございまして、基本的には市場メカニズムによって決められるものというふうに考えております。

○安倍基雄委員 これと関連いたしましたとして、現在の農産物交渉が非常にデッドロックになっておりますけれども、これについての打開策といえますか、農林省のお答えをお願いしたいと思います。

○上野説明員 お答え申し上げます。

東京ラウンドで取り決められました牛肉、かんきつについての合意数量の期限が今月をもって切れるわけでございまして、新しい取り決めを達成すべく努力を今いたしているわけでございまして、これにつきましては、農林水産委員会の方で、これまで私どもの話し合いを取り進める方針

を決議あるいは申し入れというような形で示しをいたして、その方針にのっとって今鋭意進めるところでございます。趣旨は、農業者が犠牲にならないように、我が国農業の発展に差し支えないような形で話し合いを進めるようにという内容のものでございます。

○安倍(基)委員 いわば自由化の問題は、ある意味からいうと強い産業がどんだん海外に出ていく、その結果黒字がふえることが、間接的に弱い産業に対して早く関税率を下げていこうという形になるわけでございます。かつて石油にどんだんと日本が移行した、その際に石炭の閉山を考えている、それについては特別の措置を考えるというようなことをしたわけでございますけれども、この自由化の問題は、強い産業が間接的に弱い産業を倒していく。これは自由経済の原則かもしれませんが、せんけれども、それが急激に行われますと、どうしても弱い産業は今までの環境が変わってくるわけでございますから、これは非常に大きな問題で、そう簡単にいくかどうか問題がございますけれども、ある程度強い産業の出口を秩序的にして、また弱い産業を転換するような形の助成と申しますか指導、そういうことが必要じゃないかと思っておりますけれども、この点について通産省どうお考えですか。

○細川説明員 弱い産業に対する対策でございますが、例えば石油危機を契機といたします原材料あるいはエネルギーコストの上昇といったような構造的かつ相当急激な変化というものが一部産業を襲ったわけでございます。それにつきまして、昨年特定産業構造改善臨時措置法というものを成立させていただきまして、それを中心として現在構造改善対策を推進をいたしてきておるわけでございます。今後も産業の抱える問題に対応いたしまして、問題に応じて適切な対策を講じたいというふうに思っております。

なお、先生御指摘の急伸産業から衰退産業へ何らかの措置を講じたらどうかという御指摘かと思いますが、それにつきましては、例えば原因者負

担といったことがあり得るかどうか、産業政策上の基本問題でございますので、そういうふうな問題を含めて極めて慎重な判断が必要であろうというふうに考えております。

○安倍(基)委員 この関税の引き下げというところ、これは繰り返すようでございますけれども、企業環境の変化でございますから、結局、個人個人あるいは企業企業の自主努力を超える話でございます。その意味合いにおいて私は言っておるのでございます。エネルギーのような問題の構造改善と若干意味が違ふと私は考えておりますけれども、これはひとつ今後の検討課題としていただきたいと思っております。

時間がございませぬから、その次に私は、実はいろいろ繊維産業なんかを回っていきますと、特惠関税はそろそろ見直してもいいのではないかと、本当に今まで華やかであった繊維産業がだんだんと追いつかれてくる、発展途上国には相当力もついてきている、そろそろ特惠関税を見直す時期ではないかという意見もございませぬけれども、これについてどうお考えでございますか。

○垂水政府委員 お答えいたします。特惠関税は、その創設の趣旨からいたしまして、安倍委員の言われたとおり、開発途上国が余り競争力がないという時代に、その競争力をいわずに補完をするという考え方のもとに設けられた面があることは否めないと思っております。

我が国の場合は、四十六年八月にこの特惠関税制度を創設いたしました以来、今日までその制度を運営してまいっておるわけでございますが、この創設ないしはその後における改正の各プロセスにおいて、やはり外国の事情もさることながら、御指摘の国内産業事情については常に配慮をしておるわけでございます。国内的にセンシティブな状況にある産業につきましては、例えば特惠適用限度額、これを俗にシーリングと呼んでおりますけれども、その伸び率を抑制するとか、あるいはシーリングの枠の管理についてしかるべき配慮を加える、つまり管理を強化するとか、さ

らに申し上げれば、国内産業に重大な支障があるというおそれが見られるものについては、特惠関税制度から適用例外にするというふうなことを行ってきたわけでございます。

今後とも、特惠関税制度の運用に当たりましては、この輸入の動向を見きわめながら、国内産業に不測の影響が及ばないように十二分に配慮してまいりたいと思っております。

○安倍(基)委員 さつき宮地委員からもお話がございましたけれども、私も個別案件として例の合板とかあるいは紙とか、非常に心配しております。こういったことにございまして、特に産業政策を管掌する通産省は、今後とも、一体この産業は大丈夫なのかどうかということをお聞きを願います。これは既に質問がございましたから繰り返しません。この質問がございましたら、政府の方はどんだんと自由化ということの下げていくけれども、意外と方々で苦しんでいる企業があるということも、重々御認識願いたいと思っております。

次に、ちょっと話題を変えまして、関税もさることながら、やはり円高、円安が業者にとっては非常に大きな問題である。最近、アメリカの基礎収支が大分悪くなってきたおと、円高になるのじやないかというふうな話もございませぬが、それについての見通しと、こういった関税引き下げがダブルパンチになるのじやないかという話につきましてはどうでございますか。

○酒井政府委員 私の方から為替の先行きの見通しにつきましては御説明申し上げたいと思っております。御承知おきのよう、ことしの二月の末ごろからドイツ・マルクがドルに対してかなり強くなってきた。そういうふうなことから、日本円とドイツ・マルクとの間で割安感というのが出てきて、今月の初めから円に対する水準訂正ということ、円もドルに対してかなり上伸をいたしまして、本日は大体二百二十四円程度で推移いたしているわけでございます。

為替相場の先行きにつきましては、今日変動相場でございます。為替相場は相対的なバランスというものがそこへ出てくるかと思っております。日本の状況だけでなく、アメリカの状況、そしてまたドルとヨーロッパ通貨との関係、そういうものが複雑に絡み合っているわけでございます。そしてまた、必ずしも経済的な要因だけではなく、政治的あるいは軍事的ないろいろな要因で変動いたしますのでございます。したがって、なかなか私ども円ドルレートの先行きにつきまして明確なことを申し上げることはできかねるわけでございます。

基本的には、御承知のように、日本の基礎的条件と申しますかファンダメンタルズは非常に良好でございます。他方アメリカの方では、大きな財政赤字とか大きな国際収支の赤字というふうなことでファンダメンタルズがよくないわけでございます。そういうものを反映いたしまして、じやわと円がドルに対しては強くなつていくというふうなことになるかもしれませんが、何ら不思議はないというふうには私どもは思っております。

○垂水政府委員 ただいまの円高と関税引き下げがダブルパンチではないか、その結果ダブルパンチとして国内企業が被害を受けることはないか、大丈夫かという御趣旨の御質問であろうと思っております。

御案内のとおり、関税は、変動為替相場の制度のもとにおきましても、為替変動に伴って絶えず上げたり下げたりというふうな性格のものとは考えておりませぬし、そのような制度でもないわけでありませぬ。また、既に御高承のとおり、円高と関税の引き下げというのは確かに輸入促進効果を伴うものではありますけれども、同時に、それが直ちに輸入の増大を常にもたらすということでないことも、従来の経験がこれを示していると思っております。

五十九年度の関税改正におきまして、既に御高承のとおり、調和ある対外関係の形成というものの必要性にかんがみまして、先ほど来質疑の過程

で出ておる関税の引き下げを今御提案申し上げておるわけでございますけれども、先ほど官地委員との質疑の中で、対象品目の選定あるいは引き下げ幅については、国内産業事情を十二分に勘案して、関係各省と共同して精査した上で決めたものでございまして申し上げたとおりでございます。まして、そういう意味においては御心配のようなことはないのではないか、かように考えております。

〔委員長退席、中西啓委員長代理着席〕
○安倍善委員 これは既に各委員からお話があったことでございますけれども、税関職員の問題でございます。

私自身も実は門司の税関で一年ばかり働いたことがございます。現実問題といたしまして、税関の職員は、いわば非常に危険度が高い仕事に従事する者が多い官職でございます。また、ほかの部におきましても、いろいろ時間的に迫られて、本当にやらなくちゃいけないものが随分ある。特に現在、社会におきまして非行が問題となり、いろいろ麻薬の問題が随分大きくなってきているという状況におきましては、水際作戦というのが非常に重要になりつつある。いろいろなことを含めまして、私は税関職員の待遇改善あるいは定員についての考慮ということはどうしても必要じゃないかと思っております。この点につきまして大蔵省の御意見をお聞きしたいと思います。

○垂水政府委員 ただいまの安倍委員の御指摘のように、税関の職員の職場というのは大変複雑化して困難性を増してきておるといことは事実でございます。かつ、国際物流というものはスピードを一層要求されるということも、これまた税関に対する外部からの強い要請であるわけでありまして、したがって、そういう環境の中で業務を正確に、真剣に遂行していく職員の処遇が重要なことは申し上げるまでもありません。

先ほど来お話し出ておりますように、この税関職員の処遇改善のためには、私どもとしては従来から上位の等級別定数の確保、あるいははるもろの、何と申しますか、職務の性格、業務の特性に

見合った諸手当の拡充などをやっていく必要がある、こういうふうな考えで、従来から努力してきておるわけでございます。

先ほど人事院の御当局の方から、税務職のような新税関職俸給表をつくるということについては、いろいろ技術的に問題があるというような御趣旨の御感触がありましたけれども、それはそれとして、私どもとしては、従来の努力をさらに積み上げて処遇の改善確保を図ってまいりたい、かように考えております。

○安倍善委員 もっと聞きたいことが多いのでございますけれども、審議促進の見地から、ここで私の質問を終わります。

○中西啓委員長代理 正森成二君。
○正森委員 関税定率法関係について質問いたします。

これまで我が国は、東京ラウンド協定後だけでも、五十五年度の早期実施措置、五十七年度の一律二年分繰り上げ実施措置を行い、今度の繰り上げ措置で実に三回目の前倒しを行うことになると思っています。個別の品目の引き下げは別といたしまして、東京ラウンド合意の一律前倒しを行っている主要先進国は我が国以外にもあるかどうか、お答えを願います。

○垂水政府委員 お答えいたします。主要な先進国におきましては、東京ラウンドの合意のとおり関税の引き下げをやっております。したがって、前倒しはやっておりません。

○正森委員 五十九年度は、主要先進諸国が未実施のため一年分の繰り上げ措置を実施して、六十年年度における具体的措置は、主要先進諸国における東京ラウンド合意の繰り上げ措置の実施状況を勘案して、昭和六十年年度改正において決定するとしていますが、これまでの政府の姿勢から見まして、仮に主要先進諸国が六十年年度になって未実施ない場合でも、いろいろの理屈をつけてまた単独で前倒しを行う可能性がございますが、そういうことはないと申すように言うことができるかどうか、お伺いしたいと思います。

アメリカはことしじゅうに前倒しを行う意思を表明しておりますが、これは極めて不確かであり、EC諸国も、他の加盟国が共同歩調をとるとい条件つきで六十年一月から一年分繰り上げを実施する、こういうふうに報道されて、いずれも不確かでありまして、我が国の今後の対応について伺いたいと思っております。

○垂水政府委員 六十年年度における関税改正のあり方は、まさしく今後の検討課題でございます。その中で、御質問の、東京ラウンドの合意にのつとつた関税の引き下げを繰り上げるかどうかということもその一環でございます。したがって、御質問の過程でありましたとおり、私どもは現時点では諸外国、特に主要先進国の動向を注目しておるといのが実情でございます。

なお、現在までのところ、それらのパートナーの動きはおおむね先生の御指摘のとおりではないか、かように考えております。
○正森委員 我が国の場合、関税について見受けるところ、非常に一方的な譲歩が多いというように思われるのです。それで、貿易摩擦との関係もございまして、外国、特に米国からの要求あるいは圧力と言ってもいいかと思っております。そういうものが非常に強いということなんですが、例えば、外務省顧問の牛場信彦氏は、「身勝手な米の主張」ということで新聞等にいろいろ意見を發表しているのです。米国の貿易赤字は、日本のせいにするが、「米国の貿易赤字は、日本のせい」ということを牛場氏自身が言っているようでありまして、時間の関係でその一部を申し上げますと、「円安が悪い」と米側は言うが、欧州通貨の方がはるかに安くなっている。つまり、これは米国が高金利政策でドル高にしているだけで、円安問題などこの世に存在せず、あるのはドル高問題だけだ」というような表現をしておられます。あるいはまた、「米国の貿易赤字は、日本のせいにするが、これまで出超だった対欧州貿易が、今年に入超に転じたり、日本以外のアジア諸国やカナダからの輸入を自ら増大させ、他方で中南米へ

の米国からの輸出が減ってしまったなど、米国の責任の方が非常に大きい」というように言っておられるようであります。あるいは、御承知のことでございますが、アメリカの大統領経済諮問委員会、フェルドシュタインという人が委員長です。その報告などを見ますと、ある程度までは西国が貿易不均衡になるのは当然であるとか、要は、二国間で貿易収支を均衡させようと考えたことは必要だし、望ましくもないとか、あるいは、牛肉、オレンジ問題は日本の貿易黒字の要因でないかというように述べられておるのですね。

時間があればもう少し引用いたしますが、こういうような主張から見ますと、我が国が一方的に譲歩するというのは理論的には非常に問題があるのじゃないですか。

○垂水政府委員 お答えいたします。確かに、アメリカの貿易収支というものは大幅な赤字に悩んでおるわけでございますが、その原因の中に、アメリカ自身の理由によると思われる部分があるにせよ、それなりにあると思っております。現に、アメリカの大統領の経済諮問委員会、先ほど委員から御指摘のありましたその年次報告の中でも、その原因の第一はドル高である、第二は債務累積国への輸出の減である、第三は米国の速やかな景気回復による、そういう三つを挙げておるわけで、その真ん中の、第二番目の点を除けば、二つはそれぞれアメリカの理由に基づくものというふう

に解することはできると思っております。しかしながら、そういう見方は見方として成立するわけでありまして、我が国は御案内のとおり貿易立国でございますし、ここで第一に、やはり国際的に見て長年の景気停滞過程の中で保護主義的な傾向が広がりつつあるということが一つ、それから第二番目は、日本はその間にあって大幅な黒字を貿易収支で出している。三つ目は、しかしながらアメリカのあるいはECの主要パートナーの産業の中には、日本の市場に対して接近が容易でない、もう少し市場を開放してほしいと

いう要望が行われていること、これまた否定できない事実でございます。したがって、我が国といたしましては調和ある国際関係、これは私どもとして無視できない重要な政策課題だと思っております。そのうち、そういう政策課題にこたえていくためには、我が国の自主的な判断でこれからの関税のあり方を決めていくというのこともまた当然のことではないか、こういうふうには考えております。

○正森委員 今垂水さんはアメリカの大統領経済諮問委員会が三つの点を挙げておられる、こういうふうに言われても、そのうちの一と三はアメリカの責任だけれども、二の点についてはそうではないという発言をされました。しかし、発展途上国の債務累積の問題は、これまたいろいろ考えれば、アメリカの高金利で途上国の利子支払いが非常にふえておるといふ問題があるのは、多くの人が全部指摘しているところなんです。そうすると、三つの点全部について米国の責任を否定することができないということになるのじゃないですか。私が今指摘した点について、幸い国金局長がおられるようですけれども、御意見を承っておきましようか。

○酒井政府委員 お答え申し上げます。今日開発途上国が累積債務問題に苦しんでおられます、恐らく今日約七千億ドルとか八千億ドルぐらゐの規模の債務を抱えているということで、大変困難な環境にあることは委員御指摘のとおりでございます。

そこで、開発途上国も、経済を再建するため、国内経済政策をデシプリンのあるものにするのと同時に、また国際収支の面につきましても、IMF等のアドバイスに基づきまして、できるだけ輸入を減らせるものは減らす、輸出も伸ばせるようなものは伸ばす。アメリカの景気回復が一面ではそういうような累積債務国の輸出の増大の方にいい影響を与えているという面はあろうかと思っております。しかし、ファイナンスの問題もございまして、なかなか思うように輸入できないような状況

況にあることも事実でございます。特に累積債務国がラテンアメリカの諸国に多いというようにもあって、アメリカのラテンアメリカへの輸出がかなり減少する傾向にある。それがアメリカに影響するということも否めないかと思っております。しかし、アメリカの金利、債務のうちローディングで金利の動きによりましてそのときの利払いがふえるというふうな金の借り方もかなりいたしておりますので、そういうことによつてアメリカの金利が上がれば、開発途上国の債務の金利の支払いというものの負担も大きくなるというところは委員御指摘のとおりだと思います。

○正森委員 アメリカは経常収支が赤字だということですが、統計の数字に誤差があつて不実合と言われているもので、OECDなんかはそれを非常に重視しているという報道がされております。あるいはアメリカの商務省の統計でも、一九八二年で誤差脱漏が四百十四億ドルあると言われておられます。それについて、例えばアメリカのモルガン・ギャランティ・トラストというのは、このうち約半分が経常収支、残りは資本収支に計上されるべき黒字である、したがって、八二年の米国の経常収支は黒字であつたというふうに言っておられるのです。

そういう点を見ますと、これが赤字であるというところで我が国にさまざまな問題について、関税の問題あるいは農産物の問題というところで圧力をかけてきているというのには、非常に問題があるというふうに思われると思うのです。通産省は、報道などによりまして、この問題を非常に重視して、日米貿易小委員会などでもこういう問題を持ち出す、そして実態を明らかにさせるというふうなことも言われておりますが、こういう点を含めて通産省と大蔵省の御見解を承りたいと思つておられます。

○酒井政府委員 委員御指摘のとおり、国際収支の統計上の不実合、誤差脱漏と申しますか、これはどうしても多少は生ずるのはこの国でもやむを得ないかと思つておられます。アメリカの場合、一九八二年に御指摘のように約四百十四億ドルの誤差脱漏があつて、モルガン・ギャランティの「ワールド・フィナンシャル・マーケット」にそのような推計と申しますか、分析をしたのが載つておつたことも御指摘のとおりでございます。ところが、一九八三年には経常収支で四百八億ドルの赤字になつておるのでございますけれども、誤差脱漏が七十一億ドルという数字になつておられます。経常収支の赤字がそういうふうになつておられるのにもかわらず、どうして誤差脱漏が四百十四億ドルから七十一億ドルに小さくなったのか、この辺についてはまだアメリカサイドでも十分の分析がなされておられません、私どもも非常に關心を持つておるところでございます。

不実合が生ずる要因といたしましては、貿易外取引とか資本取引、今日いろいろアメリカでもアランダグラウンドのマネーがあるとか、資本がセーフヘーブ的に逃げてくるとか、いろいろな金がございますので、十分把握できない面があるうかと思つておられます。四百十四億ドルから八三年に七十一億ドルに減つたという原因の解明はまだ十分なされてないものですから、私どもいささか戸惑つておられるわけでございます。

原因の解明につきましては、アメリカに一九八〇年の九月から省庁間の合同委員会作業部会というものを設けまして、国際収支統計に関する分析の作業をしていくというふうな言つておられます。しかし、まだそれにつきましては明確な報告というものも私ども見ておりません。私どももアメリカといふいろいろな国際収支の問題を議論するときに、そのベースになる統計がしっかりしてくれなければ議論が正確なものにならないじゃないか、一九八二年につきましては、モルガン・ギャランティの分析では、国際収支が経常収支で百十二億ドルの赤字だと思つても、仮に二百億ドル貿易外を受け取りがあるとすれば、むしろ黒字であつたんじゃないかというふうな指摘もございまして、私どもも日米のアドホックの作業部会の際にも、

そういうような誤差脱漏をできるだけ小さくするようにということもアメリカ側に強く要望している次第でございます。

○正森委員 非常に納得がいかないのです。IMFの一九八二年の世界各国の経常収支を合計したら八百九十億ドルも赤字になつた。本来経常収支というのは、黒字のところがあれば赤字があるんで大体はとんとんになるべきものが、これはおかしいということ、誤差脱漏という問題が非常に出てきているわけですね。ところが、商務省の統計を見ますと、一九八〇年は誤差脱漏が二百九十六億ドル、一九八一年は二百四十二億ドル、それから一九八二年は四百十四億ドルと年々ふえるのですね。それが、統計をよほどしっかりしたなら別だけれども、一挙に七十一億ドルに減るなんていうようなことは常識上信用できないのです。しかも、アメリカは財政赤字になるので統計関係の予算を減らししめるのです。ですから、ますます統計が信用できないということになつておられるので、七十一億ドルに誤差がなつておられるとすれば、それは誤差が少なくなつたということじゃないに、統計上の体制がますます不備になつておられることをむしろ物語るものじゃないですか。余りにも変動が大き過ぎるよう思われるのです。そんな数字をもとに我が国にいろいろあれせいこれせい、けしからぬというふうに言つてきて、これはなかなか信用ができませんのじゃないですか。

大蔵省というのは数字を重んずるところでしよう。七十一億ドルなんて、本当に信用してはいるのですか。

○酒井政府委員 確かに経常収支がプラスの国、マイナスの国、世界全体を突き合わせたらこれはゼロサムで、それがゼロにならないければいかぬというところは御指摘のとおりでございます。アメリカの統計上の不実合が、八二年に七十一億ドルと急に小さくなりましたが、これは最近発表になつたわけでございますが、私どももどうしてそういうふうな急に減つたのか非常に奇異に思つておられます。

して、その辺の説明を求めたいと思っておりますが、統計が発表になってからその時間もたっておりませんで、まだ明確な説明を受けておりません。今後とも我々の議論のベースである統計がはっきりするように、そして誤差脱漏が——経済規模が大きくなるといっていかいろいな問題はあるかと思ひますし、私どもの統計でもある面では推計で出さざるを得ない面もあるわけでございまして、できるだけそういうような誤差脱漏が小さくなるようにしていく必要があるというふうに私も思っております。

○正森委員 ドルが基軸通貨ですから、統計上いろいろ難しい面が諸外国よりはありますという点も承知しておりますが、それにしても余りにもひどい大きな誤差であり、しかも、その変動が四百十四億ドルから七十一億ドルに変わるといふようなことはちよつと信用できないということをお願いしておきたいと思つております。

それから、時間の点で急ぎますが、アメリカから産業構造審議会に参加させろという要求が、この一月初めにオルマー米商務次官が来られたときにあった。これは政府当局もしくは財界人を参加させろという要求があったというのです。これはいろいろ意見がありました、専門委員などには建設省関係でドイツ人を参加させておるとかいろいろございませうけれども、それは我が国で必要と認めて委員にするのであつて、向こうの方がアメリカの政策を反映させたいとか、早く情報手が手に入るとか、そういうようなことで産權審に米政府代表あるいは財界人を参加させろというような要求をしていくことは、我が国の自主性あるいは独立国としての我が国の方から見て非常に問題があると思ひますが、そういう問題について通産省から答弁をしてください。

○細川説明員 御質問でございますが、本年一月に、御指摘のように、アメリカ側から産業構造審議会にアメリカ人を参加させてほしいという旨の要望がございました。その後、小此木通産大臣訪米の折にもボルドリッジ商務長官から、何らかの

方法で産業構造審議会においてアメリカ側の意見を述べる機会を与えるという形での参加につきまして要望がございました。大臣から、産業構造審議会においては、議長が必要と認める場合は、外国人を含め委員以外の者から参考人または意見陳述人という形で意見を聞く道が開かれています。アメリカ側は伝えておられます。本件はそういう形で落着いておるといふふうに我々は理解をいたしております。

○正森委員 本来、審議会等の委員や臨時委員や専門委員というのは全部非常勤の国家公務員で、国家公務員法による守秘義務を課されているのです。そういうところへ、我が国の方から積極的に、国益のために意見を聞かしてもらうことが必要であるということでも要請するならばともかく、向こうの方から厚かましくも、最初の要求は委員にしろということだったというのでは非常に問題です。内閣法制局が昭和二十三年ごろ出した意見では、「公権力の行使または国家意思の形成に携はる公務員となるためには日本国籍」が必要であるというように記載されているのであります。こういう点について、我が国の国益を守つて自主的な態度をとつてもらいたいと思つております。

最後に、時間の関係で次官に伺いますが、こういうような問題、それからまた統計上の誤差が非常に大きくなって、果たしてアメリカ側の貿易についての我が国への要求が妥当なものかについても疑いがあるという状況のもとに、どういふぐあいにして我が国の自主性と国益を守られるかについての御決意を承つて、私の質問を終わらせていただきます。次官、どうぞ。

○堀之内政府委員 先ほどからいろいろ御論議いたされておりますが、日本の貿易が大変な輸出超過であることはもう御承知のとおりでございます。したがつて、自由主義陣営の中でお互いに国際協調を図っていくという立場から、今後日本としてもとるべき最大限の措置をしてお互いの国際協調を図らうというのが今回の関税の前倒しでございまして、また国益を絶対的に守っていくべきものは、今回の関税前倒しにおきましても、特に農林水産物にはアメリカ側の希望もあつたわけでございますが、この辺はもう御承知のとおりわずか一品目という形で、やはり国内の農業、林業を守つておけるといふところで御理解を賜りたいと思つております。

○中西啓三委員長代理 堀内雄君。○堀委員 最初に、今もアメリカの問題の話が出ておりましたが、この間終了したアドホックの二回目の会合での経過の対応をひとつ大蔵省側から答えてください。

○酒井政府委員 御説明申し上げます。アドホックの作業部会第一回目は先月の二十三、二十四日行われまして、第二回目を三月二十二、二十三日大蔵省で開催したわけでございます。議題としては、大きく分けますと三つございまして、一つは、円ドルレートの現状及び決定要因、二番目が、昨年十一月十日に発表されました竹下大蔵大臣とリーガン財務長官との共同新聞発表におきまして日米がそれぞれとる表明しました措置のフォローアップ、それから三番目が、日米双方の追加的な関心事項ということになるわけでございます。

第二回目の作業部会におきましても、それまでの間の円ドルレートの推移等から意見交換もいたしました。フォローアップの方につきましては前回行いましたので、今回は補足的な問題だけ。主として日米双方の関心事項。それで、日本側の関心事項につきましては、第一回のときに私どもの関心事項、州際業務問題であるとか、国際金融機関に対する協力の問題であるとか、そういうような問題提起をいたしました。第一回目と比べて米側から回答を聞く時間がございまして宿題のような形になっておりました。第二回目におきましてそれについての米側の意見の表明、それに伴う質疑というものを行いました。しかし、主な時間にはアメリカ側の日本に対する関心事項ということになつたわけですが、

この関心事項は、第一回のときとおおむね同じような項目でございます。それは四つに分かれるかと思ひます。一つは、ユーロ円市場の拡大という問題、第二番目が日本の金融・資本市場へのアメリカの金融機関のアクセスの改善の問題、第三番目が日本の金融・資本市場の自由化の問題、第四番目が日本に対する投資交流の促進の問題、この四つでございます。

第一回目の会合におきましては、いわば相互教育というような情報交換、どういふところが問題であるかというところを相互に認識し合うのに重点が置かれたかと思ひます。第二回の会合では、金利の自由化の問題、それからユーロ円市場についての日本側の考え方、そういうものを説明するなどしまして、より突っ込んだ議論が行われまして、事務方としては、これは双方にとり前進であり、意味のあつた会合であつたというふうに考えております。

私ども、共同新聞発表にもございませうように、一九八四年の春ごろに両方の共同議長に報告書を提出することを表明しております。具体的にはロンドン・サミットの開かれる前、五月の末ごろまでに報告書を作成する、その報告書を双方にとつてできるだけ実り多いものにする、そして作業部会としては一回、二回終わつておるのでありますけれども、あと二回くらいはやつて、その報告書をまとめ上げていきたいという段取りを考えている状況でございます。そして、作業部会では、さしあたり第三回目の作業部会を四月十六、十七日ワシントンでまた行うということを合意いたしました。

以上であります。

○堀委員 さつき話が出ていましたけれども、今アメリカ側が金融あるいはそれに関連するものに非常に比重をかけてきているというの、どうも貿易関係では日本に入らうと思つてもなかなか入れない、そうするとアメリカは今サービス点では大変力があるわけですから、このサービスの点で日本の市場に参加することによつて、貿易上

でも、どうにも取り返せないものをそこでひとつ取り返そう、こういう戦略を立てているのではないかと、アメリカのいろいろな要求は、これからは広範囲にわたって出てくる可能性がある、これは私が見ておられるわけです。その中において、どうも日本は内圧には強いけれども外圧に弱いというか、外圧があると、なかなかうまく進んでいかなかったものが片づくという例がなきにしもあらずなものであります。どうもそういうふうな外国から見られるということ、は、さっきの正森さんの質問にもありましたけれども、日本の主体性に関する問題ですから、我々は向こうから言われたからやるということではなくて、国内的にあるいは国際的に見て、日本の主体性の立場からこういう対応をとる、こういうこととでなければいけないと実は思っておるわけでありませぬ。

そこで、具体的なことを少し伺うのでありますけれども、ユーロ円市場の拡大という問題です。これにはいろいろな問題がかかわっておるので、円建てユーロ債の発行という問題を、これに関連して国内的にも認める方針になっておるようでありませぬ、このユーロ債は本来無担保です。これは銀行局長、あなたの方に関係があるのです。だから、この今の日本の国内における有担保債の問題は常識の範囲で処理がされるべきではないかと私は思うのだけれども、ともかくユーロ債なら無担保で出せるだけのちゃんとした企業が、日本で社債を出そうとする担保が要る。これは今の問題に非常に関連をしておるのであって、要するに外では無担保で出せるものが国内では担保が要るなどという、そして、私どもが見て、それは担保が本当に要る企業かと思うと、実はそうではない。

で、後ほど御報告させていただきますけれども、私も、昨年十一月十日の共同新聞発表におきまして、一九八四年の四月から居住者ユーロ円債のガイドラインを緩和し、今まで日本の企業のユーロ円債の発行を原則として認めてなかったわけでございますが、これについて規制を緩和するというような態度表明をいたしましたわけです。現在、銀行界、証券界等との意見調整を進めておりまして、四月からガイドラインの緩和を実施する予定にいたしております。

その際に、このユーロ円債の適債基準と申しませぬ、それをどうするかということが議論されておりました。結果的に申し上げますと、ユーロで無担保で発行できる企業の数をふやす、それに伴いまして国内で無担保で発行できる企業の数もふやすというふうな運びになっておりました。私の記憶しておるところでは普通社債、ストレートボンドにつきましては従来よりも社債をふやしまして約三十社、転換社債につきましては大幅に数をふやしまして約九十社ぐらいいなろうかと存じております。

○編委員 その数は後で伺いますが、問題はその数ではなくて物の考え方なんです。要するに、今の昨年の話によって、これは外圧だったわけですね。それで、居住者の円建て債を欧州で出せるということになって、それがはね返って、要するに国内の有担保債が無担保に変わる、こういう今の行政のあり方というのが私は大変気に入らないわけですね。主体性を持ってこつちがやって、後から国際的な問題に対応していくというなら日本の主体性がはつきりするのだけれども、そういう事実があると、また一つ押し込め、押し込めれば日本はまたそれを妥協する、国内的な構造や秩序のいろいろな問題があるにもかかわらず、押し込めばいいけるのだというふうな思われるようなことを過去にやっていると、だから押し込まれる、こういう循環になっているのではないかと、皆さんがアドホックの会議でいろいろと詰めておられても、向こう側の感觸としては、あそこまで言っているけれども、あと政治的にもう一押しすればいいけるぞ。そこで、この間から、アメリカ側からいろいろな発言が出ると、今度は中曽根さんが大蔵省を呼んで、ともかく自由化の促進をしろ。これはどうも話が逆立ちしているのじゃないか。本来、日本の側でみんなが考えておるという話を、大蔵省が総理のところへ行って、総理、こう言っていたきたい、そう言っ物が動くというのが物の順序だと私は思うのだけれども、政治的力が来ると、すぐそれを政治的にだけ受けとめて、今のような格好でさらにいい返事をしろと。

私、きのうだったかな、テレビを見ていたら、何か農産物交渉がどうもうまくいかない。アメリカ側は、ともかく政治会議で何とかしろ。そうすると、どこが言っているのか、農林大臣がアメリカへ行っ解決すべきだ。そして農林大臣は、今行く気はありません。こういうことが起きています。要するに、政治と政治と、なるほど今それが非常に大きな問題になっているのは、中曽根さんが余りリップサービスして先へやっていますのだから、そのリップサービスのツケを今返されおるわけで、そのリップサービスをした者たちと、中曽根さんはまたすぐそれをこつちへ、国内へはね返す。だから私は、そのリップサービスしたやつは仕方がないけれども、あれはリップサービスでしたということをはつきりとやらない限り、この式が幾らでもこうなってくる。これは日本の利益にならぬですよ。今大臣がいらないからこの答弁は後に回すけれども、本当は中曽根さんに聞きたいのだけれども、今私は中曽根さんに聞く立場にないからあれですけれども、要するに循環のあり方を正常な形に戻すということは、あらゆる点で日本の利益を守る上から必要だと私は思います。政務次官、ひとつ御答弁をいただきたい。

○酒井政府委員 政務次官が御答弁なさる前に、私ども事務方の考え方、立場を表明させていただきます。私どもも、この円の国際化、金融・資本市場の自由化の問題につきましては、財務官が記者会見でも言っておりますが、自主的、段階的、積極的に行うというスタンスでございます。必ずしもアメリカとかECから言われたからやるという問題ではなくて、今日日本経済が非常に国際化が進展している、日本の銀行も証券も企業も海外では非常に積極的な活動もしている。そういう面から考えてみると、やや我が国の金融・資本市場の自由化がおかれていく面があるんじゃないか。その辺は私どもとして謙虚に反省する必要がありませぬ、それから、例えば円の国際化の問題につきましても、円建ての取引が今日なお輸出につきまして四割弱、輸入についてはわずかに二、三割というふうな不自然な状況である。やはり我が国が自由主義世界で第二位の経済的な地位を占めるようになってきている今日の現状から考えますと、そういうふうな円の国際化、金融・資本市場の自由化につきましては積極的に取り組む必要がある。しかし、これは私ども自主的に取り組む必要で、もちろんアメリカ側が関心を表明されたらそれはそれなりに意見として十分耳を傾けなければならぬ、それからまた国内の、例えば企業の人たちの御意見もやはり聞かなくてはいかぬ。そういう意味で幅広くいろいろな御意見を伺って、そして主体的に自主的に取り組んでいくという気持ちでございます。

○堀之内政府委員 ただいま国際金融局長が御答弁申し上げたような考え方であると私も思います。これだけ経済大国となりました以上、ある程度円というものが国際的にも認識されておるところでございますので、そうした意味ではユーロ円債あるいはユーロ円市場を拡大していくということも、今後の円建ての取引を進めるといふ立場から極めて大事だ、かように考えます。

先ほど中曽根総理の政治姿勢というふうなことも先生お話をありがとうございましたけれども、やはり総理自

身もその点は十分利益を踏まえて、昨晩あたりでも私どもは農産物関係では総理にも厳しく申し上げ、また解決のめどがない問題については、総理がどう御指導をされようかと、現場の農林大臣にお任せをいただきたいということも申し上げて、総理もその辺は御理解を賜っておりますので、その点は今後とも、我々も総理の御指導をいただきますが、十分やっていますかと思っております。

○堀委員 誤解があるといけません、私は自由化論者ですから、国内をほとんど自由化しろというのはいくらも言っているわけでも、要するに、私が言ってもなかなかやらないけれども、アメリカが言ったらすぐやるのはどういふことかというの、私が聞きたい最大の問題点です。だからそういう意味で、要するに自主性を持ってやってほしいということでは、はっきり申し上げておきたいと思っております。

そこでその次に、今の問題でそのベースになる非常に重要な問題があるのです。それは今の国際的な問題の中で、この間、西ドイツの連銀の總裁が、ドルが相当に下がる、新聞によつては暴落だど書いてあるところもあります、相当に下がるということとを公式に発表しております。西ドイツの連銀の總裁は、そういう為替の問題なんかについて公式の発言をしたことは余りないと新聞で報道しておりますが、そういう発言があった、こう言われておるわけです。その背景というのは、私はやはりアメリカの財政赤字だと思っております。

そこで、ちょっと伺いますので大蔵省で答えてほしいのですけれども、アメリカの財政赤字については、フェルドシュタインの経済諮問委員会が実は八四年三月二日に、八三FYから八九までについて財政赤字の見通しを出しています。それから大統領府というのか、政府が、これも同じものを出しています。議会予算局も同じものを出しています。この三つを、一九八四年における実績見込みのところを言っておいて、八五

年の財政赤字の規模を今の諮問委員会、政府、議会予算局についてお答えをいただきたいと思っております。

○吉田(正)政府委員 三つの御比較でございますけれども、ただいま私の手先にございますのは、レーガン大統領が一月末に出しました予算教書のものでございます。

それによりますと、八四年には、財政収支の赤字は千八百三十七億ドル、来年はこれを改善させるといふことになっております。千八百四億ドルといふことになっております。(堀委員)八九年をひとつと呼ぶ)八九年につきましては千二百三十四億ドルといふことになっております。

ただ、これも一応全体の見通しを立てた上で、歳出削減とか行政効率化とか、そういうような手段を講じて、三年間に約千億ドルの赤字削減を目指しましたダウン・ペイメント計画と申しますけれども、向こう三年につきまして、超党派委員会によつてそういう削減ができた上で千二百三十四億ドルにするといふことになっております。

○堀委員 資料を持っておられないようですから私の方から言いますと、議会予算局が、防衛費の実質伸び率を五割と前提すれば、先の方で、一九八九年で三千二百六十億ドルの財政赤字、もし防衛費が実質伸び率ゼロとしても二千四百九十億ドルの赤字。それから大統領経済諮問委員会の見通しでは、八九年で千九百三十億ドルの赤字。こういうふうには、アメリカの関係を調べておると、政府が一番希望的観測をしておるのであつて千二百三十四億ドル、それに対してフェルドシュタインの経済諮問委員会ですら千九百三十億ドル、全然これは減らないのです。

意中の経過を言つと、八五年がフェルドシュタインの方は二千八百億ドルといふこと、これもレーガンの方は千八百四億ドル、それから議会予算局は千九百五十億ドルから千九百億ドル、こういうことでありまして、いずれも今レーガンが言つておるよりは、アメリカの財政赤字は今後もふえるだろうといふことはどうも間違いがない、

こういうふうな思ひのですね。

○堀委員 大臣、実は今アメリカとの関係の議論をしておりまして、それで、どうも外圧が来ると対応するけれども、私ここでやっておいてもなかなか対応しない、日本はどうも主体性がないぞ、こういう話をしてきたわけです。

そこで、これからの問題として、まずアメリカの財政赤字、これは減らない、ふえる方向に間違いない行くだろうといふことをちよつとやりまして、それからもう一つが、経常収支の赤字も今の情勢のままなら減らない、ふえる方向にだけ行く、こういうことですね。要するに、そのことは結果的には日本の為替にもはね返ってくることであります。最近問題になっておるのは、後で詳しく聞きますけれども、アメリカに入つていっている資金が、かつては長期資金がかなり入つていたけれども、今や短期資金しか入らなくなつてきている。そのことは、いかにアメリカのドルに対する信頼が揺らいでおるかといふことですね。いつまでも引き揚げられるものだけが今実は入るようになってきておるといふことは、もし出始めれば、

○酒井政府委員 一九八三年でございますが、アメリカの経常収支の赤字は四百八億ドルでございます。八三年が四百八億ドルでございます。八四年につきましてははつきりした見通しはないのでございますが、大体八百億ないし八百五十億ドルの赤字になるだろうといふふうに予測されております。

○堀委員 大臣、実は今アメリカとの関係の議論をしておりまして、それで、どうも外圧が来ると対応するけれども、私ここでやっておいてもなかなか対応しない、日本はどうも主体性がないぞ、こういう話をしてきたわけです。

そこで、これからの問題として、まずアメリカの財政赤字、これは減らない、ふえる方向に間違いない行くだろうといふことをちよつとやりまして、それからもう一つが、経常収支の赤字も今の情勢のままなら減らない、ふえる方向にだけ行く、こういうことですね。要するに、そのことは結果的には日本の為替にもはね返ってくることであります。最近問題になっておるのは、後で詳しく聞きますけれども、アメリカに入つていっている資金が、かつては長期資金がかなり入つていたけれども、今や短期資金しか入らなくなつてきている。そのことは、いかにアメリカのドルに対する信頼が揺らいでおるかといふことですね。いつまでも引き揚げられるものだけが今実は入るようになってきておるといふことは、もし出始めれば、

アメリカのドルがかなり急速に下がるおそれは十分にある、こう判断すべきだと私は思っているわけでありまして。そういう全体の背景にしながら、今我々がここでアメリカとの関係で、これからサミットもあるでしょうし、あなたはこれの間にレーガンと会談をされて大分いろいろと注文をつけられておることだろうと思つたのですが、大蔵大臣として、対米関係における我々のこれからの対応をどうしていかうと思つておられるか、お答えをいただきたいと思つた。

○竹下内閣大臣 二時に参議院本会議がございまして、中途半端にならないように精いっぱいお答えいたします。また帰つてまいります。

この決算の月例報告を見ましても、アメリカの場合、それは日本に比べれば問題にならないにいたしまして、消費者物価も安定して、それから失業率も低いという方向に来ております。問題は、この消費者物価の安定の問題というの、かなり金融面で、何と申しましようか、高金利、引き締め、そういう傾向もあるから、これが余りにも強力な圧力になった場合には、将来問題を残すという可能性はなしとはいはれないと思つております。

もう一つ、どつちかといえれば外圧に対して弱い、この議論は、私、最近考えてみまして、日本の税制なんといふのは、歳入委員会で議論されたことが大体翌年とかあるいは数年後にあらわれる。特にプロの議論の行われる場所の問題は、たびたび堀さんからいわゆる金利の自由化とかそういう議論をされたものが国民に理解されるには、本当は後追いつくが日本の場合どういふの、ではないかと思つた。その後追いつくとき、たまたま外圧というふうな印象を与える最近の急激なアメリカの要請の機会が一致した。だから、私は、外圧に弱く、そして内部の建言に対しては非常に迅速な動きがないといふことは必ずしも当たらない、後追いつくが現実問題としては国民の理解の調和の中にはちよつとよいのじやないかな、こういう感じも持っております。

アメリカのドルがかなり急速に下がるおそれは十分にある、こう判断すべきだと私は思っているわけでありまして。そういう全体の背景にしながら、今我々がここでアメリカとの関係で、これからサミットもあるでしょうし、あなたはこれの間にレーガンと会談をされて大分いろいろと注文をつけられておることだろうと思つたのですが、大蔵大臣として、対米関係における我々のこれからの対応をどうしていかうと思つておられるか、お答えをいただきたいと思つた。

いづれにしても、リーガンさんが言っておられるのは、かつての堀論と大体似ている議論です。円が完全に国際化すれば世界の二大通貨になつて、為替レートの変動というふうなものも必然性を持ってなくなっていくんじゃないか、だから、それだけの力があるからと自由化し国際化しない、こういうことですから、大筋、哲学としては私はこのリーガンさんの言うこともわかります。ただ、余りにも歴史的な問題がいろいろ違うから、したがって、我々はあくまでも機動的にはやるが、主体性を持ってやるよ、そのスピードの差というのが今日若干新聞紙上等で議論されているところではないか。

いわゆる本質論に対するお答えになりませんが、ちよつと行つてまた帰りますので……
○堀委員 何だかさっぱり要領を得ない答弁でありましたが、こう出たり入ったり出たり入ったりではまともな質問はできませんから、来月、日を改めてたつぷり時間をいただいて、この議論をやることにします。

〔中西(啓)委員長代理退席、委員長着席〕
そこで、時間があれですから、少し関税の問題の方をやっておきたいと思ひます。

実は、いろいろなものを読んでおりましたところ、現行関税についてひとつ手直しをしてみたいという問題が提起をされているものがあります。私は、確かに考え方としてはこれがいいな、こう思うのです。それは問題の性質から多少違いがあるかも知れませんが、要するに、昭和五十五年に外国為替及び外国貿易管理法というのを全面的に改正をして、これまで原則禁止・例外許可であったのを原則自由・例外禁止に実は改めていますね。国金局長、このところちよつと答えてください。そのとおりだろうと思ひます。

○酒井政府委員 戦後、外国為替管理法は、御指摘のように原則禁止・例外許可という建前でございまして、自由化の要請、動向にかんがみまして、五十五年十二月から、私どもの関係するところ

ろにつきましては原則自由・例外禁止というふうな法体系を改めたところでございます。
○堀委員 これはやはり自由化の要請があつて、当然そこで過去の哲学が転換をしたんだ、こう思ひますね。
そこで、それじゃ貿易とか関税、要するにガットに關係するものというの、かつてはかなりの高率関税をやつておつたものを、今や東京ラウンドでかなり大幅に下げるといふ方向に持ってきておる。さらに、既に合意がされて、また八五年から何らかの新しいラウンドで問題を発展させようという話も出ておるといふふうな聞いておるわけですね。全体として、関税はみんなどんどん下げて自由化への方向という一つの大きな流れだと私は思ひますね。

そうすると、今の関税法は、確かに私もちよつと関税法を読んでみてなるほどと思つたのは、この関税法の第一条、「趣旨」といふところに、「この法律は、関税の確定、納付、徴収及び還付並びに貨物の輸出及び輸入についての税関手続の適正な処理を図るため必要な事項を定めるものとす。」これは昭和四十四年法律三十六号で一部改正になつておるわけですが、改正する前はこれはどういう法律だったのですか。これをちよつと答えてくれませんか。

○垂水政府委員 今付議されております関税率法、それは暫定措置を伴つておりますために非常にしばしば改正をしておるわけでございますが、関税法の方は、先ほど委員が仰せのとおり、輸出入に關する関税賦課の手続を定めたものでございまして、従来から関税法といふことで参つておつたと理解しております。

○堀委員 いや、四十一年に法律三十六号で一部改正になつておるわけですから、こんなありきたりのことを書いてあるやつを一部改正をしたといふのは一体どこを改正したのか、前はもつとひどいものだったのかと思つて、ちよつと……

○垂水政府委員 たいま御指摘のありました四

十一年の改正は、先ほどお読みになりました一条……(堀委員「一条を聞いていますので」と呼ぶ) 一条の部分について訂正があつたと理解しております……(堀委員「どこを訂正したか、今わからなければわからないと言つてください」と呼ぶ) 今ちよつと詳細は、私わかりません。
○堀委員 答弁者は、質問者が質問をしたことに正確に答えてもらわないと、今あなたが言つておるのは時間のむだなんですよ。全然答弁したことにならないので、わかりません、今調べておられますからお待ちくださいと言つてくれれば時間のむだがない。今非常に時間がないところで問題をやっておるので、もう少しきちんとした対応をしてもらわなければ困ります。

そこで、結局この問題の中で今三つの問題が提起をされておまして、一つは、輸出は品目ごと許可制になつておる。これは届け出制にできないか、こういうことですね。これが一つ。これはなかなか難しいだろうと思つてから簡単なからいきますよ。
二番目は、現在は関税法の六十七条の二で、要するに輸入貨物は保税地域または税関長の指定する場所に入つてから輸入の申請の手続をし、このうふうになつておるわけですね。しかし、法律をずつと読んでみると例外規定がちゃんと設けられておる、政令もある。こういう時代に、品物が保税地域または税関長の指定するところに入らなくても、こういう品物を輸入しますから事前申請をやらしてくれ、こういう話が出ておるのです。私はこれは極めて合理的だ、こう思うのです。事前申請にそういう荷物が入るのわかつておるわけだから、こういうので審査して、書類的にはそうやって届けおけば、物が入つてきたら直ちに処理ができて、さつとこれ国内に出される。これは私は行政の取り扱い上そんな難しいことじゃないのじゃないかと思ひます。

それから三つ目は、要するに關稅貨物の輸入を、次々来るのを一つずつ金を払うといふことはどうも大変なので、ある程度まとめて払えないか

という後納制という問題ですね。これはちゃんと法律に担保の問題の処理が書かれておるわけだから、一定の担保を提供してある業者については、その担保の範囲内において実は後納を認めたらちよつとも構わぬ。もし後払いで払わなかつたらその担保で処理すればいいわけだから、今の事前申請の問題と後払いの問題というのは行政の運用上の問題として処理ができるのではないかと、私はこのうふうにお思ひます。ひとつ答弁を願ひいたします。
○垂水政府委員 堀委員の三点の御質問についてお答えいたします。

まず第一点の輸出の許可制についてでございますけれども、これは御案内のとおり、輸出を許可制にしておられますのは、必要がある場合は現品検査をするといふことを可能ならしめるためでございます。水際におけるチェックのための欠くべからざる制度ではないかと思つておるわけでありま。具体的に例を申し上げれば、武器とかあるいは高度技術を体化したもので、それは輸出貿易管理令によつて規制がかかつておられます。そういう規制を担保するためにこの制度が必要なのわけでございます。そういう意味において、国会での重要な御決議を踏まえた、依然必要なものであるというふうにお考へておられます。

ただ、一言強調しておきたいと思ひますのは、輸出についての許可制がしかれておるからといふので、手続について大変時間がかかるということではございません。非常に迅速に処理をしております。平均で見ますと、案件の処理時間は一時間というふうなスピードアップされておるというところを申し上げておきたいと思ひます。

それから第二に、輸入貨物について到着前の事前の申告を認めてはどうかといふお話でございますけれども、これは私どもの過去の経験によりまして、輸入される貨物といふものは、貨物自体が輸入の直前に変動しているといふのがまことに多いわけでございます。したがつて、そういう貨物の変動要素が大きいといふことが一つと

第一類第五号 大蔵委員会議録第十一号 昭和五十九年三月三十日

いま一つは、到着の日時、場所あるいは蔵置場所、そういうものについても、到着の直前に向かうの荷主の方から申し出があつて、変更されるということがかなり多いわけでございます。そういう意味で見ますと、先ほど御指摘のような保税地域に搬入した後に申告をするという方が、輸入者にとりまして、改めて申告書をつくり直すとかいう手間も省けるわけでございますし、税関の方でも、また改めて申告書の受理をやり直すというふうな手間が省けるといふふうに考へておるわけでございます。

これまた申し上げておきたいのは、輸入が許可にかからしめられておるからといって、輸入通関手続に非常に時間がかかっているというわけではございませんで、平均の通関に要する時間は一件当たり〇・三日というふうに短縮をされておりました。これについてはアメリカの方でも、その他諸外国でも、あるいは国内の関係者の間でも、通関の迅速化は大変進んだという評価をいただいていると思つておるわけでございます。

それから三番目に後納制の御質問であつたと思ひますが、確かに担保の規定もあるわけでございますけれども、現実にはこれまた後納制を導入するという場合を想定しますと、担保の提供者がだれであるかということが大変な問題になるわけでございます。従来は経験では、中小の通関業者あるいは中小のいわば荷扱業者、そういうものにしてわが寄せられるというものが、これは経験からくる私どもの教訓でございます。そういう意味において一氣に後納制に踏み切るといふことはなかなか問題があるのではないかと、こういうふうに考へておるわけでございます。

○堀委員 これは経団連の方で何か検討をして、四月に文書に出すというのを私読んでいて、ちよつと私なりに第三者から見ると、まあこの程度はどうかと思つたので、今の一番目のものは問題ないのですが、あとの話は、今のようになら、何も経団連がそんなことを文書にして申し入れたらする必要のないことではないかと思つたので、

です。私もこの問題、実務をやつておる人間ではありませんからちよつとわかりませんが、原則的にはできるだけ通関の事務が速くなればそれで結構なんです、問題はそこにあるのだからといふふうに思ひますから、より一層の時間の短縮の努力をしてみたいと思ひます。

そこで、基本的な問題で、一生懸命皆さん努力をして関税を下げておられるけれども、今の変動相場制の中では、この関税の問題とそれから為替の問題といふことになると、関税の方は大きいのは二〇%も三〇%もあるけれども、今や皆さん方、東京ラウンドや何かで下げているのはごくわずかなパーセントのものを下げている。為替の方はしよつちゅう一〇%も動くわけですから、現実問題とすれば、どうも関税を下げておるといふのが、確かに象徴的に貿易の自由化のためにやっておることではありますけれども、どうももう一つ関税を下げたという効果が出ておると感じることが余りないのですが、象徴的に、関税を下げたので輸入はこういうのがふえましたというのがあつたらちよつと答えてもらいたいと思つたので、

○垂水政府委員 お答えいたします。ただいま手元のものでも申し上げますと、昨年の改正であつたと思ひますけれども、いろいろ問題があつて引き下げました。コレット、ビスケットについては、堀委員のおっしゃるとおり、それほど輸入の増加を来しておりません。しかしながら、例えば同じときの紙巻きタバコあるいは紙、コンピューター、そういうものにつきましても、関税を下げた直後において輸入の増加が見られておるといふことでございます。

御案内のとおり、輸入といふものは、堀委員に申しわけないのでございますが、やはり内外の需給によること、あるいは内外の相対価格の要素、それは為替相場の話にもまつてまいと思ひますが、そういうものによつて左右される要因が大きいわけでございます。関税率も価格要素ではあると思ひます。しかし、同様にその他の景気

動向、具体的に申せば日本の内需、そういうようなものに影響される度合いの方が大きいというのが現在の状況ではないか。ただ、申し上げておきたいのは、昨年と一昨年、この二つの年の輸入といふものは前年に比べて減つておる、いわば異常な時期でございます。それはすなわち、長年の景気停滞の中で世界貿易が連続して縮小を続けたといふ、そういう時期の中における日本の輸入であると考えておかなければいけないのじゃないか。したがって、そういう他の要素が変化することによつて、関税の引き下げが持つ本来あるべき輸入促進効果といふものは、それはそれで生かされるということではないかと思ひます。

それからおお……(堀委員「簡単にしてください」と呼ぶ)はい、一言。先ほど御質問のありました関税率の改正は、賦課、徴収という言葉を使つておりましたのを申告納税にかえて、字句の訂正をした、それが一条の改正でございます。念のため申し上げます。

○堀委員 終わります。

○瓦委員 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○瓦委員 これより討論に入るのであります。討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

関税率法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○瓦委員 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○瓦委員 起立多数。よつて、本案に對し、附帯決議を付することに決しました。

○瓦委員 起立多数。よつて、本案に對し、附帯決議を付することに決しました。

○瓦委員 起立多数。よつて、本案に對し、附帯決議を付することに決しました。

○瓦委員 起立多数。よつて、本案に對し、附帯決議を付することに決しました。

○瓦委員 起立多数。よつて、本案に對し、附帯決議を付することに決しました。

會議、民社党・国民連合四派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。提出者より趣旨の説明を聴取いたします。野口幸一君。

○野口委員 たいだいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して提案の趣旨を御説明申し上げます。

御承知のとおり、この法律案につきましては、審議の中で種々の観点からさまざまな議論が展開されました。この附帯決議案は、これらの議論を踏まえ、政府において特段の配慮を要する事項を取りまとめたものであります。

なお、個々の事項の趣旨につきましては案文で尽きておりますので、その朗読により趣旨の説明にかえさせていただきます。

関税率法等の一部を改正する法律案に對する附帯決議(案)

政府は、左記事項について配慮すべきである。

一 関税率の引下げに当たつては、国内産業への影響を十分考慮し、特に農林水産業、中小企業の体質改善を併せ考えつつ、輸入の拡大を図り、国際的協調を進めるとともに、国民生活の安定に寄与するよう努めるとこと。

一 税関業務等の増大、複雑化に堪へがみ、不断に通関制度等の見直しを行うことにより、その効率的、重点的運用に努め、税関職員の要員の確保とともに特殊な職務に堪へがみ、処遇の改善に努めるとこと。

以上であります。

何とぞ御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○瓦委員 これにて趣旨の説明は終わりました。お諮りいたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○瓦委員 起立多数。よつて、本案に對し、附帯決議を付することに決しました。

おりますので、これを許します。竹下大蔵大臣。
○竹下内務大臣 たいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましては御趣旨に沿って配意してまいりたいと存じます。ありがとうございます。

○瓦委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に対する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○瓦委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○瓦委員長 今回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。
午後二時十八分散会

関稅定率法等の一部を改正する法律案

関稅定率法等の一部を改正する法律案

〔関稅定率法の一部改正〕

第一条 関稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

(1) 香水

別表の付表第六号を同表第七号とし、同表第五号中「**第三三〇**」を削り、(2)を(1)とし、(3)を(2)とし、(4)を(3)とし、同号六号の一

六	香水	第三三〇
		六号の一
	一五%	第三三〇
		六号の一

〔関稅法の一部改正〕

第二条 関稅法（昭和二十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「払いもどし」を「払戻し」に、「あわせて」を併せて「に」、「一月」を「二月」に改め、同条第三項中「二千円」及び「千円」を「一万円」に改め、同条第四項中「五百円」を「千円」に改める。

第十三条第四項中「二千円」及び「千円」を「一万円」に改め、同条第五項中「五百円」を「千円」に改める。

〔関稅暫定措置法の一部改正〕

第三条 関稅暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「昭和五十九年三月三十一日まで（同表の品名の欄にこれと異なる期限又は期間を定めているものにあつては、当該期限又は又は当該期間内）」を「昭和六十年三月三十一日まで」に改め、同条第二項中「昭和五十八年十二月三十一日」を「昭和五十九年十二月三十一日」に改める。
第三条から第六条までの規定中「昭和五十九年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改める。
第六条の四中「昭和五十九年三月三十一日」を「昭和六十年三月三十一日」に、「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和五十八年五月二十三日」に改め、「同計画に基づき同年四月一日から

六月三十日までの間に処理を行うべきものとされている設備に係るアルミニウムの塊の年間生産能力の合計数量を加えた数量に」を削る。

第七条第一項及び第四項、第七条の第二項、第七条の第三項並びに第七条の四第一項中「昭和五十九年三月三十一日」を「昭和六十年三月三十一日」に改める。

第七条の五第一項中「昭和五十九年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に、「有機界面活性剤」を「又は有機界面活性剤」に改め、「又は界面活性剤が脂肪酸系のものから成る洗剤の製造」を削る。

第八条第一項中「昭和五十九年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改める。

第八条の二第三項中「第五七〇六号及び第五七〇一〇号」を「及び第五七〇六号」に改める。

第八条の三第二項中「第五七〇一〇号、第五九〇四号の四から四まで及び第六二〇〇三号」を「及び第五七〇一〇号」に改める。

第八条の四第一項中「第五七〇一〇号、第五九〇四号の四から四まで及び第六二〇〇三号」を「及び第五七〇一〇号」に、「又は同条第四項」を、「同条第三項又は同条第四項」に、「昭和五十二年」を「昭和五十七年」に改め、「加算した額又は数量の下に（次項において「基準算定額」という。）を加え、「又は第四項の規定」を「第三項又は第四項の規定」に、「二分の一」を「三分の一」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 特恵対象物品のうち、当該特恵対象物品の輸入がこれと同種の物品その他用途が直接競合する物品の生産に關する本邦の産業に与える影響その他の事情を勘案して、前項前段の規定による当該特恵対象物品に係る限度額等の算定に当たり基準算定額等を限度額等とすることを適当とし、前項として政令で定める物品については、前年度における当該特恵対象物品の限度額等に当該限度額等に百分の

六以下で政令で定める割合（以下この項において「一定の割合」という。）を乗じて得た額又は数量を加算した額又は数量を基準算定額等とみなして、前項の規定を適用する。ただし、当該特恵対象物品に係る限度額等の算定に当たり前年度における当該特恵対象物品の限度額等に当該限度額等に一定の割合を乗じて得た額又は数量を加算した額又は数量によることとした場合には、当該特恵対象物品の輸入がこれと同種の物品その他用途が直接競合する物品の生産に關する本邦の産業に相当の影響を与えるおそれがある物品として政令で定める物品については、前年度における当該特恵対象物品の輸入が当該本邦の産業に著しい影響を与えるおそれがある物品として政令で定める物品については、前年度における当該特恵対象物品の限度額等を、それぞれ基準算定額等とみなして、同項の規定を適用する。

第八条の四第四項中「これらの項を」第一項に改め、同条第五項中「又は第四項」を、「第三項又は第四項」に改める。

第八条の六第四項中「第八条の二第一項の下に」第三項を加える。

附則に次の二項を加える。

3 関稅定率法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第 号。以下「改正法」という。）第三条の規定による改正後の関稅暫定措置法（以下「新法」という。）第八条の四第一項の規定により算定した同項の特恵対象物品の限度額等の三分の一が改正法第三条の規定による改正前の関稅暫定措置法第八条の四第一項の規定により算定した昭和五十八年度における当該特恵対象物品の限度額等（同項の特恵受益額を原産地とする関稅定率法別表第五九〇四号の四から四まで及び第六二

○三号に掲げる物品に係る輸入額又は輸入数量が含まれている場合には、当該輸入額又は輸入数量を控除したものとす。の二分の一を下回るときは、新法第八條の四第一項後段の規定中「限度額等の三分の一」とあるのは「関稅定率法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第 号)第三條の規定による改正前の関稅暫定措置法第八條の四第一項の規定により算定した昭和五十八年度における限度額等(同項の特別特惠受益國を原産地とする関稅定率法別表第五九・〇四号の一から四まで及び第六二・〇三号に掲げる物品に係る輸入額又は輸入数量が含まれている場合には、当該輸入額又は輸入数量を控除したものとす。の二分の一)として、同項後段の規定を適用する。

4 新法第八條の四第二項の規定の昭和五十九年度における適用については、同項中「前年度における当該特惠対象物品の限度額等」とあるのは「関稅定率法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第 号)第三條の規定による改正前の関稅暫定措置法第八條の四第一項の規定により算定した昭和五十八年度における当該特惠対象物品の限度額等(同項の特別特惠受益國を原産地とする関稅定率法別表第五九・〇四号の一から四まで及び第

六二・〇三号に掲げる物品に係る輸入額又は輸入数量が含まれている場合には、当該輸入額又は輸入数量を控除したものとす。に」と、「当該限度額等に百分の六以下で政令で定める割合(以下この項において「一定の割合」という)を乗じて得た額又は数量を加算した」とあり、「当該限度額等に一定の割合を乗じて得た額又は数量を加算した」とあるのは「百分の百五十を乗じて得た」と、「当該限度額等に一定の割合の二分の一の割合を乗じて得た額又は数量を加算した」とあるのは「百分の百三十を乗じて得た」と、「前年度における当該特惠対象物品の限度額等」とあるのは、関稅定率法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第 号)第三條の規定による改正前の関稅暫定措置法第八條の四第一項の規定により算定した昭和五十八年度における当該特惠対象物品の限度額等(同項の特別特惠受益國を原産地とする関稅定率法別表第五九・〇四号の一から四まで及び第六二・〇三号に掲げる物品に係る輸入額又は輸入数量が含まれている場合には、当該輸入額又は輸入数量を控除したものとす。に百分の百十を乗じて得た額又は数量を」とす。

別表第一第二〇二・〇二号中	(3) その他のもの(鶏を除く。)	一六%
(3) 鶏(骨付きのものを除く。)		一八%
(4) その他のもの(鶏の骨付きのものを除く。)		一六%
別表第一第三〇三・〇二号中「塩水づけ」を「塩水漬け」に、「七・五%」を「五%」に、		
(3) その他のもの(たら(ガドゥス属、テラグラ属及びメメルシウス属の魚)のもの及びこんぶかすのものを除く。)		四%
(3) その他のもの(たら(ガドゥス属、テラグラ属及びメメルシウス属の魚)のもの及びこんぶかすのものを除く。)		四%
二 その他のもの		四%に改める。

(一) 塩蔵、塩水漬け又は乾燥のもののうちさけ又はます(ミールを除く。)

一二%

別表第一第三〇三・〇三号中「塩水づけ」を「塩水漬け」に、

はまぐり

五%を

五%に改める。

別表第一第一五・一二号の次に次の一号を加える。

一六・〇二

肉又ははくす肉のその他の調整品

二 その他のもの

(一) その他のもの(ハム及びベーコン(滅菌したものを除く。))

(1) 課税価格が一キログラムにつき、はく皮した枝肉に係る基準輸入価格に七分の一五を乗じて得た額以下のもの

一キログラムにつき、

当該基準輸入価格に

一・五を乗じて得た額

と課税価格に〇・六を

乗じて得た額との差額

一〇%

(2) その他のもの

一二%

別表第一第二八・〇四号中

(一) その他のもの

一二%

(一) その他のもの

(1) けい素の含有量が全重量の九九・九九%以上のもの

一二%

に改める。

(2) その他のもの

無税

別表第一第三三・〇六号中

一 香水、オーデコロンその他これらに類するもの

九・五%

一 香水、オーデコロンその他これらに類するもの

六・六%に改める。

別表第一第三八・一九号中「二・五%」を「一・九%」に改める。

別表第一第四四・一八号中

一 板状のもの

一五%

一 板状のもの
二 その他のもの

一〇％に改める。

別表第一第四四・二八号中「六・二％」を「五・八％」に改める。
別表第一第四八・〇一号中「(重袋用のものを除く。)」を削る。
別表第一第四八・〇七号を次のように改める。

四八・〇七 紙及び板紙(ロール状又はシート状のもので、塗布し、染み込ませ、表面に着色し若しくは模様付けし、又は印刷したもの(第四九類に該当する印刷物を除く。))に限る。

一 けい線、線又は方眼線を引いたもの

(一) 紙及び一平方メートルの重量が三〇〇グラム以下の板紙

(二) その他のもの

(三) アートペーパー

(四) トレーシングペーパー

(五) パラフィンペーパー及びワックスペーパー

(六) 油紙

(七) リンググラフィックペーパー

(八) カーボンペーパー

(九) タールペーパー

(十) 接着剤を塗布した接着性の物品

(十一) その他のもの

(十二) 歴青物質を塗布したものと及びプライタペーパー

(十三) その他のもの

四・二％	四・二％
三・二％	三・二％
七・二％	七・二％
四・二％	四・二％
三・一％	三・一％
三・一％	三・一％
四・九％	四・九％
四・二％	四・二％
三・一％	三・一％
四・九％	四・九％
五・八％	五・八％
五・一％	五・一％

別表第一第六一・〇五号中「二・七％」を「二・二％」に改める。
別表第一六一・〇六号中「七・九％」を「七・五％」に改める。
別表第一六一・一一号中「一〇・三％」を「一〇・二％」に改める。
別表第一六四・〇一号中「スキーぐつで、昭和六〇年三月三十一日までに輸入されるもの」を「スキー靴」に改める。
別表第一六五・〇三号中「九・二％」を「九％」に改める。
別表第一六五・〇四号中「七・九％」を「七・五％」に改める。

別表第一第六六・〇二号中「六・六％」を「六・四％」に改める。
別表第一七一・一四号中「三・八％」を「三・七％」に改める。
別表第一七四・一五号中「六・六％」を「六・四％」に改める。
別表第一七四・一八号中「六・二％」を「五・八％」に改める。
別表第一七四・一九号及び第七五・〇六号中「六・六％」を「六・四％」に改める。
別表第一七七・〇一号中「六・一〇円七五銭」を「六・一六円九四銭」に、「九・七％」を「八・六％」に改める。

別表第一第八二・〇九号中「六・一％」を「五・九％」に改める。
別表第一八二・一三号中「六・一％」を「五・九％」に、「六・六％」を「六・四％」に改める。
別表第一八二・一四号及び第八二・一五号中「六・六％」を「六・四％」に改める。

別表第一八三・〇一号及び第八三・〇二号中「六・二％」を「五・八％」に改める。
別表第一八三・〇六号及び第八三・〇九号中「六・六％」を「六・四％」に改める。
別表第一八四・〇八号を次のように改める。

八四・〇八 その他の原動機

一 原動機

(一) 航空機用のもの

(二) その他のもの

(1) ガスタービン及びハイドロジェットエンジン(一分間につき八〇トン以上吐出することができるものに限る。)

(2) その他のもの

二 原動機の部分品

(一) 航空機用のもの

(二) その他のもの

(1) ガスタービン又はハイドロジェットエンジンの部分品

(2) その他のもの

九・五％	九・五％
無税	無税
一二・五％	一二・五％
九・五％	九・五％
無税	無税
六％	六％

別表第一第八四・一九号中「びん」を「瓶」に、「かん」を「缶」に、「さら洗機」を「皿洗機」に、

二 その他のもの

二 エキスカベーター、しゅんせつ機及びこれらの部分品

三 その他のもの

二 エキスカベーター、しゅんせつ機及びこれらの部分品

三 その他のもの

(1) エキスカベーターの部分品

(2) しゅんせつ機の部分品

(3) その他のもの

三 その他のもの

(1) 部分品

(2) その他のもの

四・九％	四・九％
一二％	一二％
三・六％	三・六％
四・二％	四・二％
一二％	一二％
三・六％	三・六％
一二％	一二％

別表第一第八四・五〇号を次のように改める。

八四・五〇 溶接用、ろう付け用、切断用又は表面熱処理用の機器（ガスを用いて処理するものに限る。）
 (1) 数値制御式の機器
 (2) その他のもの
 七・二%
 四・二%

別表第一第八四・五二号中
 (一) 金銭登録機（電子式デジタル自動データ処理機械の中央処理装置と電氣的に接続して作動する機能を有し、かつ、独立して作動する機能を有するものに限る。）
 六%
 を

(一) 金銭登録機（電子式デジタル自動データ処理機械の中央処理装置と電氣的に接続して作動する機能を有し、かつ、独立して作動する機能を有するものに限る。）
 三・七%
 に

別表第一第八四・六一号中「六%」を「三・六%」に改める。

別表第一第八五・二二号中
 (2) その他のもの
 四・二%
 (1) 光電池及びその部分品並びにダイオード、トランジスタその他これらに類する半導体デバイス及び集積回路の部分品
 四・三%
 を

(2) その他のもの
 (i) 昭和六〇年三月三十一日までにおいて政令で定める日（以下この号において「指定日」という。）の前日までに輸入されるもの
 四・二%
 (ii) 指定日から昭和六〇年三月三十一日まで輸入されるもの
 無税
 (iii) その他のもの
 三 光電池及びその部分品並びにダイオード、トランジスタその他これらに類する半導体デバイス及び集積回路の部分品
 四・三%
 (i) 指定日の前日までに輸入されるもの
 四・三%
 (ii) 指定日から昭和六〇年三月三十一日まで輸入されるもの
 無税

別表第一第八七・〇六号中
 (1) 第八七・〇一号に該当するトラック
 ターの部分品
 六%
 を

(1) 第八七・〇一号に該当するトラックターの部分品
 (ii) 無限軌道式トラックター用のもの
 (iii) その他のもの
 四・九%
 六%
 に改める。

別表第一第九〇・〇三号中「五・三%」を「四・九%」に、「七・四%」を「七%」に、
 二 その他のもの
 一六%
 を

二 その他のもの
 (1) フレーム（金属製、セルロイド製又は合成樹脂製のものを除く。）
 四・九%
 (2) その他のもの
 七%
 に改める。

別表第一第九〇・〇五号中「四・九%」を「四・七%」に改める。
 別表第一第九〇・〇九号中
 二 その他のもの
 四%
 を

二 その他のもの
 三・五%
 に改める。

別表第一第九〇・二八号中
 四 この類の注5(d)に定めるもの
 一二%
 を

四 この類の注5(d)に定めるもの
 (1) 自動車用のもの
 無税
 (2) その他のもの
 一二%
 に改める。

別表第一第九一・〇九号中「七・三%」を「六・八%」に改める。
 別表第一第九一・一〇号中「八・三%」を「七・九%」に改める。

別表第一第九四・〇三号中
 一 かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん（しまこくたんを除く。）のもの
 六%
 を

一 かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん（しまこくたんを除く。）のもの
 五・六%
 に改める。

別表第一第九六・〇五号中「六・六%」を「六・八%」に、「六・二%」を「五・八%」に、「六・六%」を「六・四%」に改める。

別表第一第九八・〇三号中「一〇・七%」を「九・六%」に、「三円一三銭」を「二円七二銭」に、「一一・一%」を「一〇・二%」に改める。

別表第一第九八・〇四号中「四・九%」を「四・七%」に改める。
 別表第一第九八・一〇号中「七%」を「六・七%」に改める。

別表第一の二第二五・一一号中「六・六%」を「六・四%」に、「三・八%」を「三・七%」に改める。

別表第一の二第二五・一三号中「研摩用」を「研磨用」に、「四・九%」を「四・七%」に、「三・八%」を「三・七%」に、「二四九四銭」を「二四七三銭」に改める。

別表第一の二第二五・一九号中「五・三%」を「五・二%」に改める。

別表第一の二第二五・二〇号中「三・八%」を「三・七%」に改める。

別表第一の二第二五・二三号中「三・五%」を「三・四%」に改める。

別表第一の二第二五・三二号中「七・九%」を「七・五%」に、「海泡石」を「海泡石」に、「三・八%」を「三・七%」に改める。

別表第一の二第二七・〇七号中「三・八%」を「三・七%」に改める。

別表第一の二第二七・一〇号中「七・六%」を「七・二%」に、「五・九%」を「五・八%」に、「

「五・三%」を「五・二%」に改める。

別表第一の二第二七・一一号中「九・九%」を「八・七%」に改める。

別表第一の二第二七・一二号中「三・八%」を「三・七%」に改める。

別表第一の二第二七・一三号中「三・五%」を「三・四%」に改める。

別表第一の二第二七・一四号中「六・六%」を「六・四%」に改める。

別表第一の二第二七・一六号中「三・五%」を「三・四%」に改める。

別表第一の二第二八・〇一号及び第二八・〇二号中「三・八%」を「三・七%」に改める。

別表第一の二第二八・〇三号中「六・六%」を「六・四%」に改める。

別表第一の二第二八・〇四号を次のように改める。

二八・〇四	水素、希ガスその他の非金属元素	一 希ガス	三・七%
		二 けい素	八・四%
		(一) 単結晶のもの	
		(二) その他のものうち	
		けい素の含有量が全重量の九九・九九%以上のもの	五・二%
		三 セレン及びテルル	六・四%
		四 その他のものうち	
		りん以外のもの	五・二%

別表第一の二第二八・〇五号中「六・六%」を「六・四%」に、「五・三%」を「五・二%」に、「三・八%」を「三・七%」に改める。

別表第一の二第二八・〇六号、第二八・〇八号及び第二八・〇九号中「三・八%」を「三・七%」に改める。

別表第一の二第二八・一〇号中「五・三%」を「五・二%」に改める。

別表第一の二第二八・一三号中「五・三%」を「五・二%」に、「六・六%」を「六・四%」に、「三・八%」を「三・七%」に改める。

別表第一の二第二八・一四号中「五・三%」を「五・二%」に改める。

別表第一の二第二八・一五号中「三・八%」を「三・七%」に、「五・三%」を「五・二%」に改める。

別表第一の二第二八・一六号中「三・八%」を「三・七%」に改める。

別表第一の二第二八・一七号及び第二八・一八号中「六・六%」を「六・四%」に、「五・三%」を「五・二%」に改める。

別表第一の二第二八・一九号中「七・七%」を「七・三%」に、「三・八%」を「三・七%」に改める。

別表第一の二第二八・二〇号から第二八・二三号までの規定中「五・三%」を「五・二%」に改める。

別表第一の二第二八・二七号中「八・六%」を「八・一%」に、「三・八%」を「三・七%」に改める。

別表第一の二第二八・二八号中「三・八%」を「三・七%」に、「五・三%」を「五・二%」に、「二八円七三銭」を「二六円一五銭」に、「九%」を「八・四%」に、「六・六%」を「六・四%」に改める。

別表第一の二第二八・二九号中「五・三%」を「五・二%」に改める。

別表第一の二第二八・三〇号中「六・六%」を「六・四%」に、「九%」を「八・四%」に、「七・九%」を「七・五%」に、「五・三%」を「五・二%」に改める。

別表第一の二第二八・三一号及び第二八・三二号中「五・三%」を「五・二%」に、「六・六%」を「六・四%」に改める。

別表第一の二第二八・三五号中「六・六%」を「六・四%」に、「三・八%」を「三・七%」に改める。

別表第一の二第二八・三六号中「七・七%」を「七・三%」に、「五・三%」を「五・二%」に改める。

別表第一の二第二八・三七号中「一・一%」を「一・〇%」に改める。

別表第一の二第二八・三八号及び第二八・三九号中「六・六%」を「六・四%」に、「五・三%」を「五・二%」に改める。

別表第一の二第二八・四〇号中「八・六%」を「八・一%」に、「六・六%」を「六・四%」に改める。

別表第一の二第二八・四二号中「二四三六銭」を「二四二八銭」に、「六・六%」を「六・四%」に、「八・六%」を「八・一%」に、「五・三%」を「五・二%」に改める。

別表第一の二第二八・四三号中「七・七%」を「七・三%」に、「五・三%」を「五・二%」に改める。

別表第一の二第二八・四四号及び第二八・四五号中「五・三%」を「五・二%」に改める。

別表第一の二第二八・四七号及び第二八・四八号中「六・六%」を「六・四%」に、「五・三%」を「五・二%」に改める。

別表第一の二第二八・四九号中「三・八%」を「三・七%」に改める。

別表第一の二第二八・五二号中「六・六%」を「六・四%」に、「九%」を「八・四%」に、「五・三%」を「五・二%」に改める。

別表第一の二第二八・五四号中「五・三%」を「五・二%」に改める。

別表第一の二第二八・五四号中「五・三%」を「五・二%」に改める。

別表第一の二第二八・五五号及び第二八・五六号中「三・八%」を「三・七%」に、「五・三%」を「五・二%」に改める。

別表第一の二第二八・五七号及び第二八・五八号中「五・三%」を「五・二%」に改める。

別表第一の二第二九・〇一号中「六・六%」を「六・四%」に、「三・八%」を「三・七%」に、「五・三%」を「五・二%」に改める。

別表第一の二第二九・〇二号中「六・六%」を「六・四%」に改める。

別表第一の二第二九・〇三号中「七・九%」を「七・五%」に、「六・六%」を「六・四%」に改める。

別表第一の二第二九・〇四号中「五・三%」を「五・二%」に、「六・六%」を「六・四%」に、「

「一・一%」を「一〇・九%」に、「一四四七五
錢」を「一四四五〇錢」に、「七・四%」を「七・
三%」に、「七・九%」を「七・五%」に改める。
別表第一の二第二九・〇五号中「七・九%」を
「七・五%」に、「六・六%」を「六・四%」に、
「三・八%」を「三・七%」に改める。

別表第一の二第二九・〇六号及び第二九・〇
七号中「六・六%」を「六・四%」に改める。

別表第一の二第二九・〇八号中「九%」を「八・
四%」に、「七・九%」を「七・五%」に、「七・
四%」を「七・三%」に、「六・六%」を「六・四%」
に改める。

別表第一の二第二九・〇九号中「六・六%」を
「六・四%」に、「七・四%」を「七・三%」に改め
る。

別表第一の二第二九・一〇号中「七・九%」を
「七・五%」に、「六・六%」を「六・四%」に改め
る。

別表第一の二第二九・一一号中「五・三%」を
「五・二%」に、「七・九%」を「七・五%」に、
「六・六%」を「六・四%」に改める。

別表第一の二第二九・一二号中「六・六%」を
「六・四%」に改める。

別表第一の二第二九・一三号中「六・六%」を
「六・四%」に、「七・九%」を「七・五%」に、
「三・八%」を「三・七%」に、「一一・一%」を
「一〇・二%」に改める。

別表第一の二第二九・一四号中「三・八%」を
「三・七%」に、「五・三%」を「五・二%」に、
「七・九%」を「七・五%」に、「六・六%」を「六・
四%」に、「七・四%」を「七・三%」に改める。

別表第一の二第二九・一五号中「五・三%」を
「五・二%」に、「六・六%」を「六・四%」に改め
る。

別表第一の二第二九・一六号中「七・九%」を
「七・五%」に、「六・六%」を「六・四%」に改め
る。

別表第一の二第二九・一九号及び第二九・二
一号中「六・六%」を「六・四%」に改める。

別表第一の二第二九・二二号中「六・六%」を
「六・四%」に、「一一・一%」を「一〇・二%」
に、「七・九%」を「七・五%」に、「七・一%」を
「七%」に改める。

別表第一の二第二九・二三号中「六・六%」を
「六・四%」に、「一一・一%」を「一〇・二%」に
改める。

別表第一の二第二九・二四号中「六・六%」を
「六・四%」に改める。

別表第一の二第二九・二五号中「六・六%」を
「六・四%」に、「五・三%」を「五・二%」に改め
る。

別表第一の二第二九・二六号中「六・六%」を
「六・四%」に、「七・九%」を「七・五%」に、
「三・八%」を「三・七%」に改める。

別表第一の二第二九・二七号中「六・六%」を
「六・四%」に、「一一・一%」を「一〇・二%」に
改める。

別表第一の二第二九・二八号から第二九・三
〇号までの規定中「六・六%」を「六・四%」に改
める。

別表第一の二第二九・三一号中「六・六%」を
「六・四%」に、「七・九%」を「七・五%」に改め
る。

別表第一の二第二九・三三号中「八・一%」を
「七・三%」に改める。

別表第一の二第二九・三四号中「六・六%」を
「六・四%」に改める。

別表第一の二第二九・三五号中「六・六%」を
「六・四%」に、「五・三%」を「五・二%」に、
「七・九%」を「七・五%」に、「三・八%」を「三・
七%」に、「一一・一%」を「一〇・二%」に、「七・
四%」を「七・三%」に改める。

別表第一の二第二九・三六号及び第二九・三
七号中「六・六%」を「六・四%」に改める。

別表第一の二第二九・三八号中「六・六%」を
「六・四%」に、「五・三%」を「五・二%」に、
「四・八%」を「四・五%」に改める。

「三・七%」に、「五・九%」を「五・八%」に改め
る。
別表第一の二第二九・四一号中「六・六%」を
「六・四%」に改める。

別表第一の二第二九・四二号中「六・六%」を
「六・四%」に、「一一・一%」を「一〇・二%」
に、「九・九%」を「九・二%」に、「五・三%」を
「六・四%」に改める。

別表第一の二第三〇・〇一号中
二 肝臓エキス
三 その他のもの
ローヤルゼリー
その他のもの

別表第一の二第三〇・〇三号中「七・六%」を「七%」に、「五・六%」を「五・五%」に、「五・九%」
を「五・八%」に、「五・三%」を「五・二%」に、
「七・一%」を
「一一・一%」を「一〇・二%」に、「六・六%」を「六・四%」に改める。

別表第一の二第三二・〇一号中「三・八%」を
「三・七%」に、「五・三%」を「五・二%」に改め
る。

別表第一の二第三二・〇三号中「五・三%」を
「五・二%」に、「六・六%」を「六・四%」に改め
る。

別表第一の二第三二・〇五号及び第三二・〇
六号中「五・三%」を「五・二%」に、「七・九%」
を「七・五%」に改める。

別表第一の二第三二・〇七号中「三・八%」を
「三・七%」に、「七・九%」を「七・五%」に、
「六・六%」を「六・四%」に、「五・三%」を「五・
二%」に改める。

別表第一の二第三二・〇八号中「三・八%」を
「三・七%」に改める。

「五・二%」に改める。
別表第一の二第二九・四四号中「六・六%」を
「六・四%」に、「四・六%」を「四・三%」に、
「四・九%」を「四・七%」に改める。

別表第一の二第二九・四五号中「六・六%」を
「六・四%」に改める。

二 肝臓エキス
三 その他のもの
三・七%
三・七%
三・七%
三・七%
三・七%
三・七%
に改める。

別表第一の二第三二・〇九号中「六・六%」を
「六・四%」に、「五・三%」を「五・二%」に、
「五・九%」及び「六%」を「五・八%」に、「七・
九%」を「七・五%」に改める。

別表第一の二第三二・一一号中「びん入り」を
「瓶入り」に、「さら入り」を「皿入り」に、「六・
六%」を「六・四%」に改める。

別表第一の二第三二・一二号中「六・六%」を
「六・四%」に改める。

別表第一の二第三二・一二号中「つぎ木用」を
「接ぎ木用」に、「五・三%」を「五・二%」に改め
る。

別表第一の二第三二・一三号中「六・六%」を
「六・四%」に改める。

別表第一の二第三三・〇一号中「三・八%」を
「三・七%」に改める。

別表第一の二第三三・〇一号中「三・八%」を
「三・七%」に改める。

別表第一の二第三三・〇一号中「三・八%」を
「三・七%」に改める。

別表第一の二第三三・〇一号中「三・八%」を
「三・七%」に改める。

別表第一の二第四五・〇二号中「栓」を「栓」に、「三・八%」を「三・七%」に改める。

別表第一の二第四五・〇三号中「六%」を「五・六%」に改める。

別表第一の二第四五・〇四号中「七・一%」を「六・六%」に、「六%」を「五・六%」に改める。

別表第一の二第四六・〇二号中「びん用」を「瓶用」に、「八・一%」を「七・三%」に、「五・三%」を「五・二%」に改める。

別表第一の二第四六・〇三号中「六・二%」を「五・八%」に、「八・一%」を「七・三%」に改める。

別表第一の二第四八・〇一号中「四・九%」を「四・七%」に、「九%」を「八・四%」に、「四・一%」を「四%」に、「五・九%」を「五・八%」に、「一〇・八%」を「一〇・五%」に、「九・四%」を「八・八%」に、「七・六%」を「七・三%」に改める。

別表第一の二第四八・〇二号中「四・九%」を「四・七%」に改める。

別表第一の二第四八・〇四号中「しみ込ませ」を「染み込ませ」に、「四・九%」を「四・七%」に改める。

別表第一の二第四八・〇七号を削る。

別表第一の二第四八・一一号中「三・四%」を「三・三%」に、「五・三%」を「五・二%」に改める。

別表第一の二第四八・一二号から第四八・一四号までの規定中「四・九%」を「四・七%」に改める。

別表第一の二第四八・一五号中「三・二%」を「三%」に、「三・五%」を「三・四%」に改める。

別表第一の二第四八・一六号中「四・三%」を「四・二%」に、「八・一%」を「七・三%」に、「七・三%」を「六・七%」に改める。

別表第一の二第四八・一八号中「六%」を「五・六%」に、「四・九%」を「四・七%」に改める。

別表第一の二第四八・一九号及び第四八・二〇号中「四・九%」を「四・七%」に改める。

別表第一の二第四八・二二号中「四・九%」を「四・七%」に改める。

別表第一の二第四八・二四号中「四・九%」を「四・七%」に改める。

別表第一の二第四八・二六号中「四・九%」を「四・七%」に改める。

別表第一の二第四八・二八号中「四・九%」を「四・七%」に改める。

〇号中「四・九%」を「四・七%」に改める。

別表第一の二第四八・二二号中「四・九%」を「四・七%」に、「三・五%」を「三%」に、「四・五%」を「四・二%」に改める。

別表第一の二第四九・〇八号から第四九・一〇号までの規定中「四・九%」を「四・七%」に改める。

別表第一の二第五〇・〇七号中「一・一%」を「一〇・九%」に改める。

別表第一の二第五〇・〇八号中「一三・八%」を「一一・五%」に改める。

別表第一の二第五〇・〇九号中「七・九%」を「七・五%」に、「五・六%」を「五・五%」に改める。

別表第一の二第五〇・一〇号中「九・二%」を「九%」に、「五・五%」を「五・四%」に改める。

別表第一の二第五〇・一一号及び第五〇・一二号中「七・四%」を「七・三%」に改める。

別表第一の二第五〇・一三号中「三・七%」を「三・六%」に改める。

別表第一の二第五〇・一四号及び第五〇・一五号中「三・八%」を「三・七%」に改める。

別表第一の二第五〇・一六号中「五・六%」を「五・五%」に改める。

別表第一の二第五〇・一七号中「九・二%」を「九%」に改める。

別表第一の二第五〇・一八号中「二・一・五%」を「二%」に改める。

別表第一の二第五〇・一九号中「一〇・三%」を「一〇・二%」に、「七・七%」を「七・六%」に改める。

別表第一の二第五〇・二〇号中「一三・八%」を「一一・五%」に改める。

別表第一の二第五〇・二一号中「九・二%」を「九%」に、「五・五%」を「五・四%」に改める。

別表第一の二第五〇・二二号中「五・五%」を「五・四%」に改める。

別表第一の二第五〇・二三号中「五・三%」を「五・二%」に改める。

別表第一の二第五七・〇七号中「三・八%」を「三・七%」に改める。

別表第一の二第五七・一一号中「五・五%」を「五・四%」に、「三・八%」を「三・七%」に改める。

別表第一の二第五八・〇二号中「一・一%」を「一〇・九%」に改める。

別表第一の二第五八・〇三号中「一五・五%」を「一五・二%」に、「一一・一%」を「一〇・九%」に改める。

別表第一の二第五八・〇四号中「七・八%」を「七・七%」に、「七・四%」を「七・三%」に改める。

別表第一の二第五八・〇五号中「一八・一%」を「一七・八%」に改める。

別表第一の二第五九・〇一号中「三・八%」を「三・七%」に改める。

別表第一の二第五九・〇二号中「しみ込ませ」を「染み込ませ」に、「一〇・三%」を「一〇・二%」に、「八・六%」を「八・一%」に、「六・六%」を「六・四%」に改める。

別表第一の二第五九・〇三号及び第五九・〇四号中「五・二%」を「五・一%」に改める。

別表第一の二第五九・〇五号中「五・二%」を「五・一%」に改める。

別表第一の二第五九・〇六号中「五・二%」を「五・一%」に改める。

別表第一の二第五九・〇七号中「装てい用」を「装丁用」に、「六・九%」を「六・六%」に、「五・二%」を「五・一%」に改める。

別表第一の二第五九・〇八号中「しみ込ませ」を「染み込ませ」に、「五・五%」を「五・四%」に改める。

別表第一の二第五九・〇九号中「六・六%」を「六・四%」に改める。

別表第一の二第五九・一〇号中「五・五%」を「五・四%」に改める。

別表第一の二第五九・一一号中「五・五%」を「五・四%」に改める。

別表第一の二第五九・一二号中「しみ込ませ」を「染み込ませ」に、「五・三%」を「五・二%」に、「五・五%」を「五・四%」に、「七・四%」を「七・三%」に改める。

「七・三%」に改める。

別表第一の二第五九・一四号中「七・七%」を「七・六%」に、「五・五%」を「五・四%」に改める。

別表第一の二第五九・一五号中「六・六%」を「六・四%」に、「六・九%」を「六・六%」に、「五・三%」を「五・二%」に改める。

別表第一の二第五九・一六号及び第五九・一七号中「七・七%」を「七・六%」に、「五・五%」を「五・四%」に改める。

別表第一の二第六〇・〇六号中「長くつ下」を「長靴下」に、「一〇・三%」を「一〇・二%」に、「七・四%」を「七・三%」に改める。

別表第一の二第六〇・〇七号及び第六〇・〇八号中「二〇・九%」を「二〇・六%」に改める。

別表第一の二第六〇・〇九号中「一・一%」を「一〇・二%」に、「一七・九%」を「七・五%」に改める。

別表第一の二第六〇・一〇号中「一〇・三%」を「一〇・二%」に改める。

別表第一の二第六〇・一一号中「くつ下類」を「靴下類」に、「一〇・三%」を「一〇・二%」に改める。

別表第一の二第六〇・一二号中「一・二・三%」を「一・一・五%」に、「一〇・三%」を「一〇・二%」に改める。

別表第一の二第六〇・一三号中「六・九%」を「六・六%」に、「六・六%」を「六・四%」に、「五・三%」を「五・二%」に改める。

別表第一の二第六〇・一四号中「六・六%」を「六・四%」に改める。

別表第一の二第六〇・一五号中「一〇・三%」を「一〇・二%」に、「七・四%」を「七・三%」に改める。

別表第一の二第六〇・一六号中「九・二%」を「九%」に改める。

別表第一の二第六〇・一七号中「八・九%」を「八・七%」に改める。

別表第一の二第六〇・一八号中「九・二%」を「八・七%」に改める。

別表第一の二第六〇・一九号中「九・二%」を「八・七%」に改める。

別表第一の二第六〇・二〇号中「九・二%」を「八・七%」に改める。

「九%」に改める。

別表第一の二第六五・〇四号中「七・九%」を「七・五%」に改める。

別表第一の二第六五・〇五号中「九・二%」を「九%」に改める。

別表第一の二第六六・〇二号中「六・六%」を「六・四%」に改める。

別表第一の二第六七・〇一号中「わた毛」を「縮毛」に、「一・一%」を「一・〇・三%」に、「六・六%」を「六・四%」に改める。

別表第一の二第六七・〇二号中「一・三%」を「一・一・五%」に、「六・六%」を「六・四%」に改める。

別表第一の二第六七・〇三号中「三・五%」を「三・四%」に、「六%」を「五・六%」に改める。

別表第一の二第六七・〇四号中「六%」を「五・六%」に改める。

別表第一の二第六八・〇三号中「三・五%」を「三・四%」に改める。

別表第一の二第六八・〇四号中「手とき用」を「手研ぎ用」に、「研摩用」を「研磨用」に、「研摩材料製」を「研磨材料製」に、「五・七%」及び「五・三%」を「五・二%」に、「四・九%」を「四・七%」に、「人造研摩材料製」を「人造研磨材料製」に、「三・五%」を「三・四%」に、「三・二%」を「三%」に改める。

別表第一の二第六八・〇六号中「研摩材料」を「研磨材料」に、「研摩紙」を「研磨紙」に、「八・六%」を「七・九%」に改める。

別表第一の二第六八・〇七号から第六八・〇九号までの規定中「四・九%」を「四・七%」に改める。

別表第一の二第六八・一〇号から第六八・一二号までの規定中「五・三%」を「五・二%」に改める。

別表第一の二第六八・一三号中「なわ」を「縄」に、「五・三%」を「五・二%」に改める。

別表第一の二第六八・一四号中「五・八%」を「五・七%」に、「四・九%」を「四・七%」に改める。

別表第一の二第六九・〇一号中「三・五%」を「三・四%」に改める。

別表第一の二第六九・〇二号中「三・五%」を「三・四%」に、「三・二%」を「三%」に改める。

別表第一の二第六九・〇三号中「八・六%」を「七・九%」に改める。

別表第一の二第六九・〇四号中「三・五%」を「三・四%」に改める。

別表第一の二第六九・〇五号中「三・八%」を「三・七%」に改める。

別表第一の二第六九・〇六号及び第六九・〇七号中「三・五%」を「三・四%」に改める。

別表第一の二第六九・〇八号中「三・八%」を「三・七%」に改める。

別表第一の二第六九・〇九号中「四・九%」を「四・七%」に改める。

別表第一の二第六九・一〇号中「浴槽」を「浴槽」に、「四・九%」を「四・七%」に改める。

別表第一の二第六九・一一号から第六九・一四号までの規定中「四・九%」を「四・七%」に改める。

別表第一の二第七〇・〇一号中「三・八%」を「三・七%」に、「三・五%」を「三・四%」に改める。

別表第一の二第七〇・〇三号中「三・五%」を「三・四%」に改める。

別表第一の二第七〇・〇四号中「四・九%」を「四・七%」に、「六・六%」を「六・四%」に、「六%」を「五・六%」に改める。

別表第一の二第七〇・〇五号中「三・五%」を「三・四%」に、「四・九%」を「四・七%」に、「六%」を「五・六%」に改める。

別表第一の二第七〇・〇六号中「みがき板ガラス」を「磨き板ガラス」に、「七・四%」を「六・九%」に、「八・七%」を「八・四%」に改める。

別表第一の二第七〇・〇七号中「みがいて」を「磨いて」に、「六・八%」を「六・一%」に改める。

別表第一の二第七〇・〇八号中「七・九%」を「七・五%」に改める。

別表第一の二第七〇・〇一〇号中「びん」を「瓶」に、「栓」を「栓」に、「五・三%」を「五・二%」に改める。

別表第一の二第七〇・〇一〇号中「五・九%」を「五・八%」に、「五・三%」を「五・二%」に改める。

別表第一の二第七〇・〇一〇号中「魔法びん」を「魔法瓶」に、「びん」を「瓶」に、「四・九%」を「四・七%」に改める。

別表第一の二第七〇・〇一四号中「研摩し」を「研磨し」に、「六・六%」を「六・四%」に改める。

別表第一の二第七〇・〇一五号中「四・五%」を「四・二%」に、「六%」を「五・六%」に改める。

別表第一の二第七〇・〇一六号中「多泡ガラス」を「多泡ガラス」に、「六・六%」を「六・四%」に改める。

別表第一の二第七〇・〇一七号中「五・三%」を「五・二%」に、「五・九%」を「五・八%」に、「四・五%」を「四・二%」に、「四・九%」を「四・七%」に改める。

別表第一の二第七〇・〇一八号中「研摩し」を「研磨し」に、「五・三%」を「五・一%」に、「四・五%」を「四・二%」に改める。

別表第一の二第七〇・〇二〇号中「七・四%」を「六・九%」に、「六・二%」を「五・八%」に改める。

別表第一の二第七〇・〇二一号中「四・九%」を「四・七%」に改める。

別表第一の二第七〇・〇二二号中「二・三%」を「一・五%」に、「〇・八%」を「〇・五%」に、「一・八%」を「一・七%」に、「三・五%」を「三・四%」に改める。

別表第一の二第七〇・〇二三号中「一〇・七%」を「九・六%」に改める。

別表第一の二第七〇・〇二五号中「二・二%」を「二・一%」に、「六・六%」を「六・四%」に改める。

別表第一の二第七一・〇六号及び第七一・〇七号中「六・六%」を「六・四%」に改める。

別表第一の二第七一・〇八号中「六%」を「五・六%」に改める。

別表第一の二第七一・〇九号中「三・八%」を「三・七%」に改める。

別表第一の二第七一・〇一〇号中「六・六%」を「六・四%」に改める。

別表第一の二第七一・〇一二号及び第七一・〇一三号中「二・六%」を「二・二%」に改める。

別表第一の二第七一・〇一四号、第七一・〇一五号及び第七一・〇一六号中「三・八%」を「三・七%」に改める。

別表第一の二第七一・〇二〇号中「三・八%」を「三・七%」に、「五・三%」を「五・二%」に改める。

別表第一の二第七一・〇二四号及び第七一・〇二五号中「三・八%」を「三・七%」に改める。

別表第一の二第七一・〇二六号及び第七一・〇二七号中「四・六%」を「四・五%」に改める。

別表第一の二第七一・〇二八号から第七一・〇三〇号までの規定中「五・三%」を「五・二%」に改める。

別表第一の二第七一・〇三五号中「九・六%」を「九・二%」に、「九・三%」を「八・八%」に、「九%」を「八・四%」に、「五・九%」を「五・八%」に改める。

別表第一の二第七一・〇三六号及び第七一・〇三七号中「五・三%」を「五・二%」に改める。

別表第一の二第七一・〇三八号中「七・七%」を「七・三%」に、「五・三%」を「五・二%」に改める。

別表第一の二第七一・〇三九号中「五・三%」を「五・二%」に改める。

別表第一の二第七一・〇四〇号中「五・九%」を「五・八%」に、「五・三%」を「五・二%」に改める。

別表第一の二第七一・〇四一号中「格子柱」を

「格子柱」に、「とびら」を「扉」に、「窓わく」を「窓枠」に、「三・八%」を「三・七%」に、「五・三%」を「五・二%」に改める。
別表第一の二第七三・二二号中「三・八%」を「三・七%」に、「五・三%」を「五・二%」に改める。

別表第一の二第七三・二三号中「かん」を「缶」に、「五・三%」を「五・二%」に改める。

別表第一の二第七三・二四号から第七三・二七号まで及び第七三・二九号から第七三・三一号までの規定中「五・三%」を「五・二%」に改める。
別表第一の二第七三・三二号中「四・九%」を「四・七%」に改める。

別表第一の二第七三・三三三号及び第七三・三四号中「三・八%」を「三・七%」に改める。
別表第一の二第七三・三五号中「五・三%」を「五・二%」に改める。

別表第一の二第七三・三六号中「ガスこんろ」を「ガスこんろ」に、「さら温め器」を「皿温め器」に、「五・三%」を「五・二%」に改める。
別表第一の二第七三・三七号中「五・三%」を「五・二%」に改める。

別表第一の二第七三・三八号中「びん洗い」を「瓶洗い」に、「六・六%」を「六・四%」に、「五・三%」を「五・二%」に改める。
別表第一の二第七三・四〇号中「五・三%」を「五・二%」に、「五・九%」を「五・八%」に改める。

別表第一の二第七四・〇二号中「七・一%」を「六・八%」に、「三・五%」を「三・四%」に改める。
別表第一の二第七四・〇三号中「九%」を「八・四%」に、「一一・一%」を「一〇・二%」に、「七・四%」を「六・九%」に改める。

別表第一の二第七四・〇四号中「八・六%」を「七・九%」に、「八・三%」を「七・五%」に、「九・八%」を「八・五%」に、「七・四%」を「六・九%」に、「九%」を「八・四%」に改める。

別表第一の二第七四・〇五号中「九・八%」を「八・五%」に、「八・三%」を「七・五%」に、「八・六%」を「七・九%」に改める。
別表第一の二第七四・〇六号中「九%」を「八・四%」に改める。

別表第一の二第七四・〇七号中「八・六%」を「七・九%」に、「一一・一%」を「一〇・二%」に、「九・六%」を「九・二%」に改める。
別表第一の二第七四・〇八号中「六・六%」を「六・四%」に改める。

別表第一の二第七四・一〇号中「九%」を「八・四%」に改める。
別表第一の二第七四・一一号中「六・六%」を「六・四%」に、「五・三%」を「五・二%」に改める。

別表第一の二第七四・一五号から第七四・一七号までの規定中「六・六%」を「六・四%」に改める。
別表第一の二第七四・一八号中「六・二%」を「五・八%」に改める。

別表第一の二第七四・一九号中「六・六%」を「六・四%」に、「五・三%」を「五・二%」に改める。
別表第一の二第七五・〇一號中「九・四%」を「八・七%」に、「一〇・五%」を「一〇%」に、「八・二%」を「七・七%」に改める。

別表第一の二第七五・〇二号中「九%」を「八・四%」に、「七・四%」を「六・九%」に改める。
別表第一の二第七五・〇三号中「七〇円六三銭」を「六八円七五銭」に、「七・七%」を「七・一%」に、「九%」を「八・四%」に、「七・四%」を「六・九%」に改める。

別表第一の二第七五・〇四号中「九%」を「八・四%」に改める。
別表第一の二第七五・〇六号中「六・六%」を「六・四%」に改める。

別表第一の二第七六・〇二号及び第七六・〇三号中「二・六%」を「二・二%」に改める。
別表第一の二第七六・〇五号及び第七六・〇七号中「六・六%」を「六・四%」に改める。

七号中「六・六%」を「六・四%」に改める。
別表第一の二第七六・〇八号中「格子柱」を「格子柱」に、「とびら」を「扉」に、「窓わく」を「窓枠」に、「六・二%」を「五・八%」に改める。
別表第一の二第七六・〇九号中「六・六%」を「六・四%」に改める。

別表第一の二第七六・一〇号中「かん」を「缶」に、「六・六%」を「六・四%」に改める。
別表第一の二第七六・一一号中「六・六%」を「六・四%」に改める。

別表第一の二第七六・一二号中「一〇・三%」を「九・五%」に改める。
別表第一の二第七六・一五号中「六・二%」を「五・八%」に改める。

別表第一の二第七六・一六号中「六・六%」を「六・四%」に、「六・二%」を「五・八%」に改める。
別表第一の二第七七・〇一號中「三・五%」を「三・四%」に改める。

別表第一の二第七七・〇二号中「九%」を「八・四%」に、「一〇・一%」を「九・四%」に改める。
別表第一の二第七七・〇四号中「三・五%」を「三・四%」に、「三・八%」を「三・七%」に、「六・六%」を「六・四%」に改める。

別表第一の二第七八・〇一號中「七・七%」を「七・三%」に、「六円三銭」を「五円九五銭」に、「五%」を「四・九%」に、「三・五%」を「三・四%」に改める。
別表第一の二第七八・〇二号中「六・六%」を「六・四%」に改める。

別表第一の二第七八・〇三号中「一一・一%」を「一〇・二%」に改める。
別表第一の二第七八・〇四号中「七・七%」を「七・三%」に改める。

別表第一の二第七八・〇五号中「一一・一%」を「一〇・二%」に、「九%」を「八・四%」に改める。
別表第一の二第七八・〇六号中「六・六%」を「六・四%」に改める。

別表第一の二第七九・〇一號中「七円八八銭」を「七円八五銭」に、「七円五〇銭」を「七円四〇銭」に改める。
別表第一の二第七九・〇二号中「四・九%」を「四・七%」に、「六%」を「五・六%」に改める。

別表第一の二第七九・〇三号中「六・六%」を「六・四%」に、「九%」を「八・四%」に改める。
別表第一の二第七九・〇四号中「六%」を「五・六%」に改める。

別表第一の二第七九・〇六号中「窓わく」を「窓枠」に、「五・三%」を「五・二%」に、「六・六%」を「六・四%」に改める。
別表第一の二第八〇・〇一號中「三・五%」を「三・四%」に改める。

別表第一の二第八〇・〇二号及び第八〇・〇三号中「三・七%」を「三・七%」に改める。
別表第一の二第八〇・〇四号及び第八〇・〇五号中「五・三%」を「五・二%」に改める。

別表第一の二第八〇・〇六号中「六・六%」を「六・四%」に改める。
別表第一の二第八一・〇一號中「三・八%」を「三・七%」に、「六・六%」を「六・四%」に改める。

別表第一の二第八一・〇二号中「三・八%」を「三・七%」に、「五・三%」を「五・二%」に改める。
別表第一の二第八一・〇三号中「六・六%」を「六・四%」に、「九%」を「八・四%」に改める。

別表第一の二第八一・〇四号中「三・八%」を「三・七%」に、「六%」を「五・六%」に、「六・二%」を「五・八%」に、「六・八%」を「六・五%」に、「六・六%」を「六・四%」に、「七・四%」を「六・九%」に、「八・三%」を「七・五%」に、「八・六%」を「七・九%」に改める。

別表第一の二第八二・〇一號中「四・五%」を「四・二%」に改める。
別表第一の二第八二・〇二号中「四・五%」を「四・二%」に、「四・九%」を「四・七%」に改める。

エクスカベーター
しゆんせつ機
三 その他のものうち
くい打ち機、除雪機、ブルドーザー、アングルドー
ザー及びグレーダー（自走式のものであるかどうか
を問わない。）並びにこれら以外の機械で自走式でな
いもの
自走式のスクレーパー
その他のもの（部分品を除く。）

四・七％
五・二％
四・七％
五・二％
四・二％

別表第一の二第八四・二四号及び第八四・二
六号から第八四・二八号までの規定中「四・
九％」を「四・七％」に改める。
別表第一の二第八四・二九号中「五・三％」を
「五・二％」に改める。
別表第一の二第八四・三〇号中「五・七％」を
「五・六％」に改める。
別表第一の二第八四・三一号中「四・九％」を
「四・七％」に、「五・三％」を「五・二％」に改め
る。
別表第一の二第八四・三三号中「四・九％」を
「四・七％」に改める。
別表第一の二第八四・三四号中「研摩し」を
「研磨し」に、「四・九％」を「四・七％」に改め
る。
別表第一の二第八四・三五号中「凸版」を凸
版に、「四・四％」を「四・三％」に、「五・
八％」を「五・七％」に、「四・九％」を「四・
七％」に改める。
別表第一の二第八四・三六号中「四・九％」を
「四・七％」に、「五・三％」を「五・二％」に改め
る。
別表第一の二第八四・三七号中「五・三％」を
「五・二％」に改める。
別表第一の二第八四・三八号中「六・六％」を
「六・四％」に、「五・三％」を「五・二％」に改め
る。
別表第一の二第八四・三九号及び第八四・四

〇号中「五・三％」を「五・二％」に改める。
別表第一の二第八四・四一号中「五・三％」を
「五・二％」に、「三・八％」を「三・七％」に改め
る。
別表第一の二第八四・四三号、第八四・四四
号、第八四・四六号及び第八四・四八号中「四・
九％」を「四・七％」に改める。
別表第一の二第八四・四九号中「四・九％」を
「四・七％」に、「四・五％」を「四・二％」に改め
る。
別表第一の二第八四・五〇号を削る。
別表第一の二第八四・五一号中「五・三％」を
「五・二％」に、「四・九％」を「四・七％」に改め
る。
別表第一の二第八四・五二号中「一五・二％」
を「一四・七％」に改める。
別表第一の二第八四・五三号中「五・三％」を
「五・二％」に、「三・八％」を「三・七％」に、
「四・九％」を「四・七％」に改める。
別表第一の二第八四・五四号中「四・九％」を
「四・七％」に改める。
別表第一の二第八四・五五号中「三・五％」を
「三・四％」に、「四・九％」を「四・七％」に改め
る。
別表第一の二第八四・五六号及び第八四・五
七号中「四・九％」を「四・七％」に改める。
別表第一の二第八四・五九号中「四・九％」を
「四・七％」に、「三・八％」を「三・七％」に、

「五・九％」を「五・八％」に、
重合タンク
その他のもの（たばこ工業用の機械類を除く。）
「四・九％」を「四・七％」に改め
る。
別表第一の二第八四・六一号を削る。
別表第一の二第八四・六三号中「四・九％」を
「四・七％」に改める。
別表第一の二第八四・六四号中「五・三％」を
「五・一％」に改める。
別表第一の二第八四・六五号中「五・三％」を
「五・二％」に改める。
別表第一の二第八五・〇二号中「四・九％」を
「四・七％」に改める。
別表第一の二第八五・〇三号中「五・三％」を
「五・二％」に改める。
別表第一の二第八五・〇四号中「六・六％」を
「六・四％」に改める。
別表第一の二第八五・〇八号及び第八五・〇
九号中「四・九％」を「四・七％」に改める。
別表第一の二第八五・一〇号中「六％」を「五・
六％」に改める。
別表第一の二第八五・一一号中「四・九％」を
「四・七％」に、「七・一％」を「六・七％」に改め
る。
別表第一の二第八五・一六号から第八五・一
八号までの規定中「四・九％」を「四・七％」に改
める。
別表第一の二第八五・一九号中「四・五％」を
「四・二％」に改める。
別表第一の二第八五・二〇号中「四・九％」を
「四・七％」に、「六％」を「五・六％」に改める。

重合タンク
その他のもの（たばこ工業用
の機械類を除く。）
五・二％
五・一％
五・三％
五・一％
別表第一の二第八五・二一号中「四・九％」を
「四・七％」に、「七・六％」を「七・三％」に、
「五・六％」を「五・二％」に改める。
別表第一の二第八五・二二号中「四・九％」を
「四・七％」に、「四・五％」を「四・二％」に改め
る。
別表第一の二第八五・二三号中「八・一％」を
「七・八％」に改める。
別表第一の二第八五・二四号中「五・三％」を
「五・二％」に改める。
別表第一の二第八五・二五号及び第八五・二
六号中「四・九％」を「四・七％」に改める。
別表第一の二第八五・二七号中「六％」を「五・
六％」に改める。
別表第一の二第八五・二八号中「四・九％」を
「四・七％」に改める。
別表第一の二第八六・〇二号から第八六・一
〇号までの規定中「五・三％」を「五・二％」に改
める。
別表第一の二第八七・〇一号中「五・九％」を
「五・八％」に、「四・九％」を「四・七％」に、
「四・五％」を「四・四％」に、「四・二％」を
「四％」に改める。
別表第一の二第八七・〇四号中「六・六％」を
「六・三％」に改める。
別表第一の二第八七・〇五号中「五・三％」を
「五・二％」に改める。
別表第一の二第八七・〇六号中「四・九％」を
「四・七％」に、「八・一％」を「七・三％」に、
「五・三％」を
「五・八％」を

第八七・〇一号に該当するトラクターの部分品
無限軌道式トラクターの部分品
車輪式トラクターの部分品

五・三％
五・八％

別表第一の第三七一・一六号中「一・九％」を「一〇・三％」に、「八・八％」を「八・一％」に、「八・三％」を「七・五％」に改める。
別表第一の第三七三・〇二号中「九・三％」を「八・三％」に改める。

別表第一の第三七五・〇一号中「一キログラムにつき一〇六円八八銭」を「一三％（その率が一キログラムにつき九八円二五銭の従量税率より高いときは、当該従量税率）」に改める。

別表第一の第三七五・〇五号中「一キログラムにつき二〇円六三銭」を「一三％（その率が一キログラムにつき一四円七五銭の従量税率より高いときは、当該従量税率）」に改める。

別表第一の第三九二・〇五号中「五・三％」を「五・一％」に改める。

別表第一の第三九四・〇三号中「五・七％」を「五・二％」に改める。

別表第一の第三九八・〇一号中「二・六％」を「一・二％」に、「五・九％」を「五・六％」に、「八・八％」を「八・五％」に改める。

別表第一の第三九八・一〇号中「七％」を「六・八％」に、「六・二％」を「五・八％」に改める。

別表第一の四中第一号を削り、同表第二号中「関税率表」を「関税率法別表（以下この表において「関税率表」という。）」に改め、同号を同表第一号とし、同表第三号から第十号までを削り、同表第十一号を同表第二号とし、同表第十二号から第十四号までを九号ずつ繰り上げ、同表第十五号を削り、同表第十六号を同表第六号とし、同表第十七号から第十九号までを削る。

別表第二〇八・〇一号中「二五％」を「一七・五％」に、「四〇％」を「三五％」に改める。
別表第二一五・〇七号中「四％」を「三％」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。

(関税法の一部改正に伴う経過措置)

第一類第五号 大蔵委員会議録第十一号 昭和五十九年三月三十日

第二条 第二条の規定による改正後の関税法第十二条第一項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同項ただし書に規定する納期限（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第三十八条第二項の規定の例による繰上請求がされる場合には、繰上げに係る期限）が到来する関税に係る延滞税について適用し、施行日前に当該納期限が到来している関税に係る延滞税については、なお従前の例による。

2 第二条の規定による改正後の関税法第十二条第三項及び第四項並びに第十三条第四項及び第五項の規定は、施行日以後に計算する関税に係る端数計算について適用し、施行日前に計算した関税に係る端数計算については、なお従前の例による。

(関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置)
第三条 施行日前に第三条の規定による改正前の関税暫定措置法第七条の五第一項第二号の規定により関税の軽減又は免除を受けた物品については、なお従前の例による。

2 第三条の規定による改正前の関税暫定措置法別表第一の四に掲げる物品のうち、同条の規定による改正後の関税暫定措置法別表第一の四に掲げる物品に該当しないもので施行日前に輸出されたものに係る関税暫定措置法第八条第一項の規定による関税の軽減については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)
第四条 この法律の施行前にした行為及び前条第一項又は第二項の規定によりなお従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

最近における内外の経済情勢の変化に対応し、我が国の市場の一層の開放を図る等の見地から、多角的貿易交渉（東京ラウンド交渉）に基づき我が国の関税譲許品目のうち鉱工業品に係る実行関税率の段階的引下げの一年分の繰上げ、鉱工業品に係る特惠関税の適用限度額等の算定方式の変更等及び半導体、バナナ等の関税率の撤廃又は引下げを図るとともに、昭和五十九年三月三十一日に適用期限の到来する関税の減免税還付制度及びともろこし等の暫定関税率の適用期限の延長等を行うため関税暫定措置法について所要の改正を行うほか、旅行者の携帯輸入物品に係る簡易税率につき所要の調整を図るため関税率法について、関税に係る延滞税の計算方法等につき所要の調整を図るため関税法について、それぞれ改正を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和五十九年四月十四日印刷

昭和五十九年四月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D